

# 天童市 食育・地産地消推進計画



令和5年3月  
天童市





## はじめに

「食」は命の源であり、欠かすことができないものです。「人生100年時代」を迎え、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、食を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

本市では、「第二次天童市食育推進計画」と「天童市地産地消推進計画」を策定し、食を通じた健康づくりと地産地消の推進のため、それぞれの計画の施策に取り組んでまいりました。

この取組の結果、食育や地産地消に関する市民の関心が高まり、学校給食における地場産農畜産物の利用が進むとともに、学校と地域の団体との連携による食育啓発活動が実践されています。

しかしながら、多様な社会背景により、食を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、若年者の朝食の欠食や、肥満や生活習慣病に起因する健康問題等が依然として存在しています。また、地産地消については、地場産農畜産物のさらなる利用拡大や生産者と消費者の顔の見える関係の構築、6次産業化の促進、デジタル技術を活用した情報発信を求める声など、消費者の多種多様なニーズへの対応が課題となっています。

現在は、持続可能な開発目標（SDGs）や社会のデジタル化の進展に伴うウィズコロナの「新たな日常」の対応が求められています。

このような状況を踏まえ、本市の「食育推進計画」と「地産地消推進計画」を一体的に推進するため、今後5年間の「天童市食育・地産地消推進計画」を策定しました。

本計画におきましては、社会情勢の変化や政府の動向を踏まえ、市民一人ひとりが食に対する正しい知識と理解を深めるとともに、適切な食生活を実践し、健康で心豊かに暮らすことができるよう、「生涯を通じた健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「地産地消の推進」の3つを基本目標に掲げ、9つの基本施策、18の推進すべき個別施策を展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、それぞれの立場から貴重な御提言をいただきました天童市食育・地産地消推進委員会委員の皆さまをはじめ、市民アンケートに御協力をいただきました市民の皆さまに、心から厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

天童市長 山本信治



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 2
- 2 計画の位置づけ ..... 3
- 3 計画の期間 ..... 3

## 第2章 食育・地産地消の現状と課題

- 1 人口及び世帯の推移と肥満の状況
  - (1) 人口の現状 ..... 4
  - (2) 世帯構成の現状 ..... 4
  - (3) 肥満の状況 ..... 5
- 2 アンケート調査結果から見える現状
  - (1) 食への意識について ..... 6
  - (2) 食生活について ..... 8
  - (3) 健康について ..... 12
  - (4) 食の安全・安心について ..... 13
  - (5) 食と環境について ..... 13
  - (6) 地産地消について ..... 14
- 3 第二次天童市食育推進計画及び天童市地産地消推進計画の目標と実績
  - (1) 第二次天童市食育推進計画の目標と実績 ..... 18
  - (2) 天童市地産地消推進計画の目標と実績 ..... 19
- 4 食育・地産地消の推進に向けた課題
  - (1) 生涯を通じた健康を支える食育の推進 ..... 20
  - (2) 持続可能な食を支える食育の推進 ..... 21
  - (3) 地産地消の推進 ..... 22

## 第3章 基本理念と目標

- 1 基本理念 ..... 25
- 2 食育・地産地消推進における基本目標 ..... 25
- 3 計画の体系 ..... 27

## 第4章 施策の展開

- 1 基本目標1 生涯を通じた健康を支える食育の推進 ..... 28
- 2 基本目標2 持続可能な食を支える食育の推進 ..... 33
- 3 基本目標3 地産地消の推進 ..... 36

## 第5章 食育・地産地消の数値目標

- 食育・地産地消の数値目標 ..... 38

## 第6章 食育・地産地消の推進体制と役割

- 1 計画の推進体制 ..... 39
- 2 食育・地産地消推進のための関係者の役割 ..... 39

## 資料編

- 1 天童市食育・地産地消推進委員会設置要綱 ..... 41
- 2 計画の策定経過 ..... 44
- 3 計画策定体制 ..... 45

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、食育基本法（平成17年7月施行）に基づき、平成23年3月に健全な食生活を送ることにより心身の健康を図ることを目的とした「天童市食育推進計画」を策定し、食育<sup>注1</sup>の推進に取り組んできました。その後、平成29年3月に「第二次天童市食育推進計画」を策定し、「食育で健康」「食育で感謝」「食育でにぎわいとしあわせ」の3つの目標を掲げ、規則正しい食習慣による健康づくりや、家族・友人等との食を通じたコミュニケーション機会の充実、生産者等との交流や農業体験を通じた地場産農畜産物や郷土の食文化への理解を深める食育を推進しています。

一方で、平成20年10月に天童市農業基本計画に定められた地産地消<sup>注2</sup>のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に「天童市地産地消推進計画」を策定し、地産地消の推進に取り組んできました。また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）（平成23年3月施行）が制定されたことを踏まえ、平成27年10月に「天童市地産地消推進計画」を見直し、「消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の生産及び流通の推進」「農業と食品産業等との連携強化」「生産者と消費者の相互理解の促進」「地場農産物直売所の連携の促進」を重点施策として、地産地消を推進しています。

このような取組の結果、食育や地産地消に関する市民の関心が高まり、学校給食における地場産農畜産物の利用等が進むとともに、学校と地域の団体との連携などによる多様な食育啓発活動が実践されています。しかし、子どもや若い世代の朝食の欠食や壮年期における肥満や生活習慣病の増加などの健康問題が依然として存在しています。また、持続可能な食を支えるための環境に配慮した農業振興や、消費者、食品製造業者、飲食店、宿泊施設などの業務用需要に応じた生産・流通の在り方などが課題となっています。地産地消については、産地直売所等地域農業の情報発信の充実や学校給食における地場産農畜産物の利用拡大を求める声が多くなっています。

このようなことから、これまでの成果と課題、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが食と農への理解を深め、健康で心豊かに生活できる持続可能な地域社会を目指し、食育及び地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「天童市食育・地産地消推進計画」を策定します。

注1 食育：「知育、徳育及び体育」の基礎となるべきものと位置づけられ、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

注2 地産地消：地元で生産された農林水産物を地元で消費すること。

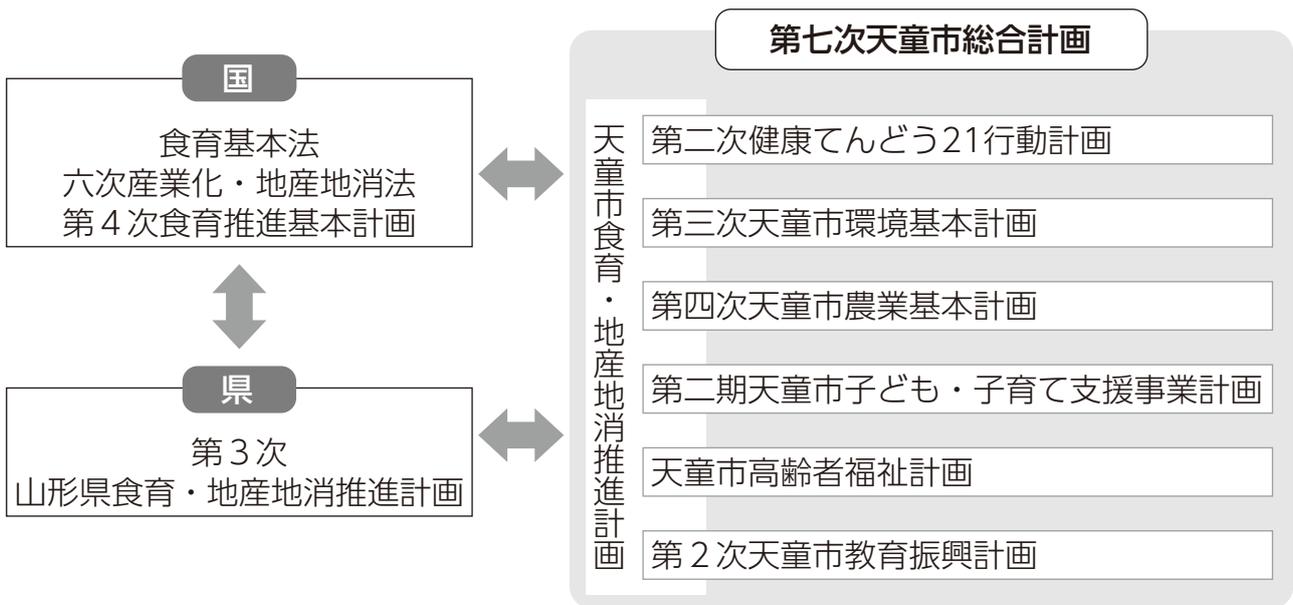


## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の食育や地産地消を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となるものであり、次の法令等に規定する計画として位置づけます。

- (1) 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第18条に基づく市町村食育推進計画
- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）（平成22年12月3日法律第67号）第41条に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画

同時に、本計画は、国の「第4次食育推進基本計画」及び県の「第3次山形県食育・地産地消推進計画」のほか、本市の「第七次天童市総合計画<sup>注3</sup>」を踏まえながら、食育や地産地消に関する基本的な事項について定め、関連諸計画との整合性を図るものとします。



## 3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

注3 第七次天童市総合計画：「もととなる食育」の施策で健全な食生活による健康の維持・増進と豊かな人間性を育むため、各年代にあわせた支援の充実を掲げている。また、「安全な農畜産物の安定的な生産と消費拡大」の施策で地産地消を推進するため、農業体験や啓発活動等を通して、本市の安全な農畜産物の積極的な消費を促すことを掲げている。

# 食育・地産地消の現状と課題

## 1 人口及び世帯の推移と肥満の状況

### (1) 人口の現状

本市の人口は、国勢調査において、平成17年の63,864人をピークに減少に転じており、近年においても、緩やかに減少しています。内訳では、高齢化率（総人口を占める65歳以上人口の割合）は増加傾向であり、少子高齢化が進んでいます。

表1 人口の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	62,012	61,942	61,939	61,598	61,184
0 - 14歳	8,078	8,060	8,052	7,921	7,793
15 - 64歳	35,843	35,520	35,352	34,931	34,573
65歳以上	18,091	18,362	18,535	18,746	18,818
高齢化率	29.2%	29.6%	29.9%	30.4%	30.8%

資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

### (2) 世帯構成の現状

本市の世帯構成は、核家族世帯、単独世帯は増加傾向にありますが、3世代世帯は減少傾向にあります。

表2 家族類型別世帯数の推移

単位：世帯

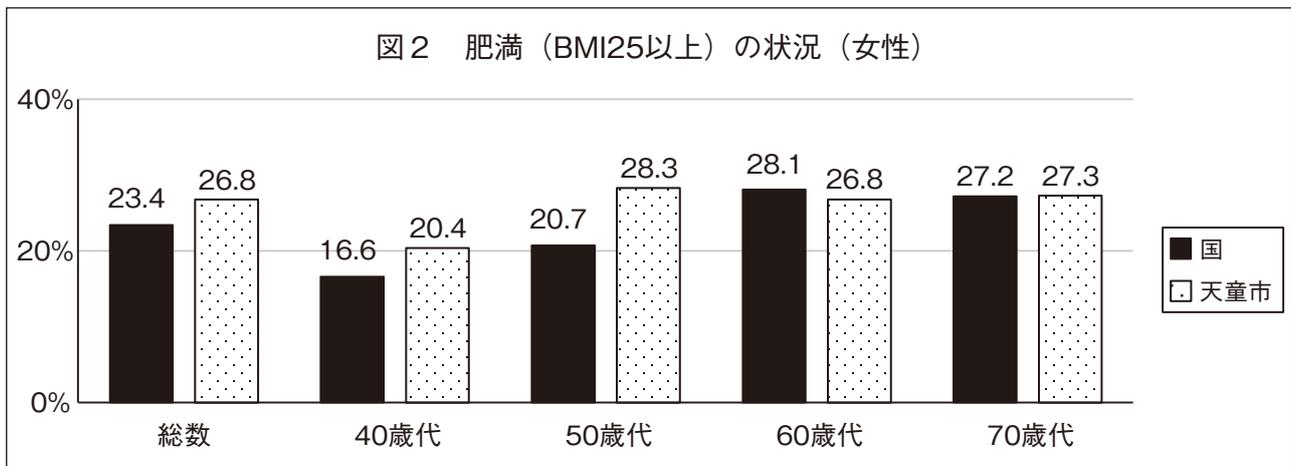
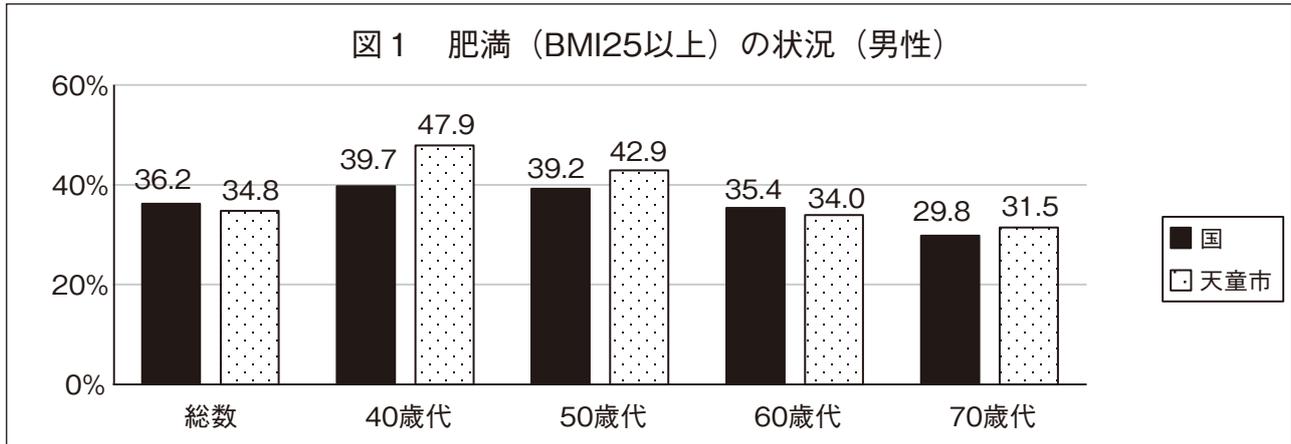
	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数	20,338	21,384	22,542
親族世帯	15,945	16,264	16,686
核家族世帯	10,541	11,387	12,487
夫婦のみの世帯	3,506	3,923	4,461
夫婦と子供からなる世帯	5,352	5,584	5,909
男親又は女親と子供からなる世帯	1,683	1,880	2,117
その他の親族世代	5,398	4,859	4,194
うち3世代世帯	4,246	3,744	3,106
非親族世帯	183	187	176
単独世帯	4,210	4,933	5,680
うち高齢者単独世帯	1,162	1,561	1,948

※総数に分類不詳世帯を含む。

資料：国勢調査

### (3) 肥満の状況

本市の令和3年度特定健康診査の結果では、40歳以上の男性の肥満者（BMI<sup>注1</sup> ≥ 25）は34.8%、女性は26.8%となっており、平成28年度の調査時と同様、女性より男性の方が高い傾向です。男性では40歳代が47.9%と最も高く、女性では男性よりも肥満者の割合が少ないものの、平成28年度の調査時と同様に、国の平均よりも60歳代以外の全ての年代で高くなっています（図1、図2）。



※資料 厚生労働省「国民・健康栄養調査（令和元年）」  
KDB（国保データベース）システム（令和3年度）

注1 BMI：Body Mass Index（体格指数）の略称であり、肥満や低体重（やせ）の判定に用いる。  
体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出する。

## 2 アンケート調査結果から見える現状

令和4年8～9月に、幼児の保護者、小学生と中学生、小中学生の保護者、高校生、さらに無作為抽出による18～70歳代の市民の方を対象に食育と地産地消に関するアンケート調査をインターネット及び紙で実施し、1,748名より回答がありました。

これらの調査結果等から、食と地産地消に関する現状と課題をまとめました。

	アンケート対象者（児）	該当者数(人)	回答者数(人)	回収率(%)
1	幼児（3～5歳児）保護者（抽出園）	194	72	37.1
2	市内小学5年生（抽出校）	276	270	97.8
3	市内小学6年生（抽出校）	312	248	79.5
4	市内中学2年生（抽出校）	166	164	98.8
5	市内中学3年生（抽出校）	179	141	78.8
6	市内の高校2年生（抽出校）	137	119	86.9
7	市内小学5、6年生保護者（全校）	1,076	339	31.5
8	市内中学2、3年生保護者（全校）	1,087	198	18.2
9	成人18歳以上（郵送・抽出）	477	197	41.3
	合計（全体）	3,904	1,748	44.8

※小学6年生及び中学3年生は、アンケートの新規対象者のため、令和4年度のデータのみ。

### (1) 食への意識について

#### ア 食育への理解と関心

食育について「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は全体で67.6%と、平成28年度の調査時よりも増加傾向がみられます（図3）。また、「食育に関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合は、85.0%であり、全国（令和4年調査）の79.6%と、県（令和2年調査）の67.3%の水準を上回っています。男女別でみると、市では男性よりも女性の方が高い傾向があります（図4）。食育を推進するにあたり一人ひとりが関心を持つことが重要であることから、さらなる食育の普及啓発が必要です。

図3 「食育」という言葉や意味を知っていますか（成人）

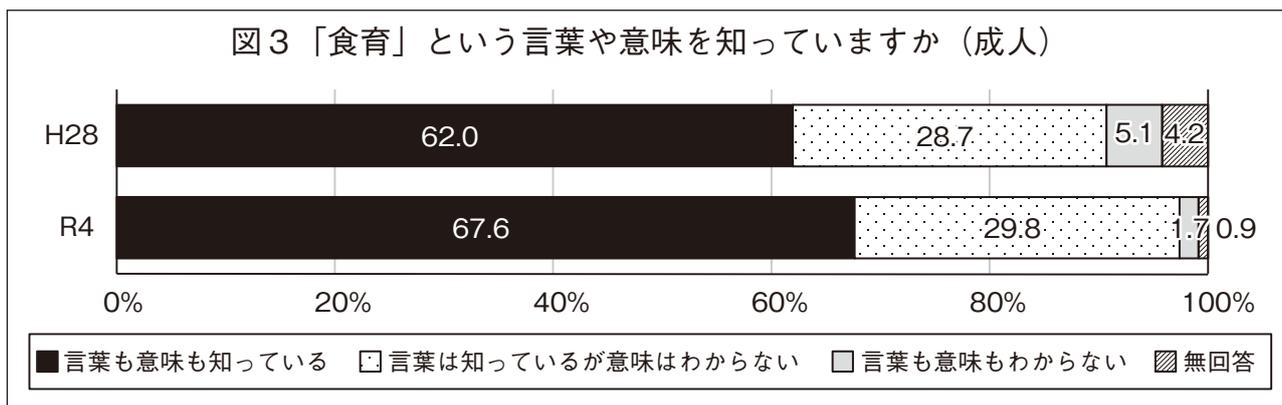
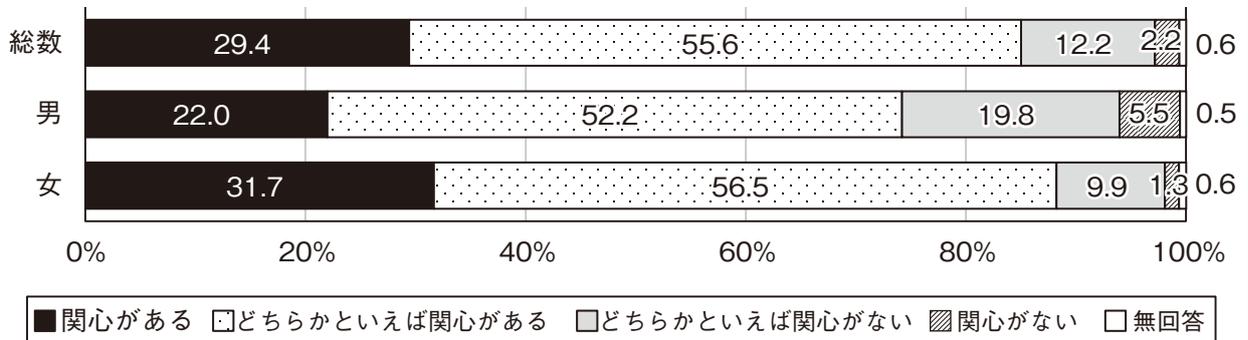




図4 「食育」に関心がありますか（成人）



イ 郷土料理や伝統料理の継承について

郷土料理や伝統料理の継承について、郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味などを「受け継いでいる」と回答した人は66.3%であり、全国（令和4年調査）の64.4%の水準を上回っています。若い世代では60.9%と、全国の62.6%よりもやや低い傾向にあります（図5）。「受け継いでいる」と回答した人のうち、郷土料理や伝統料理を地域や次世代に対して「伝えている」と回答した人は82.4%であり、全国の68.2%の水準を上回っています。また、若い世代においても全国の46.7%よりも上回っています（図6）。

図5 郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味などを受け継いでいますか（成人）

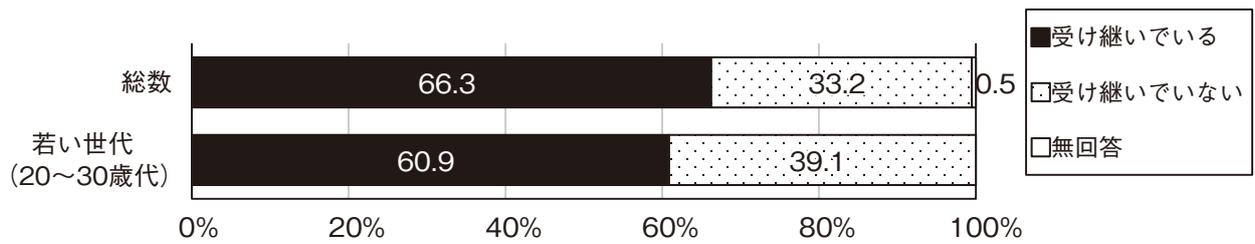
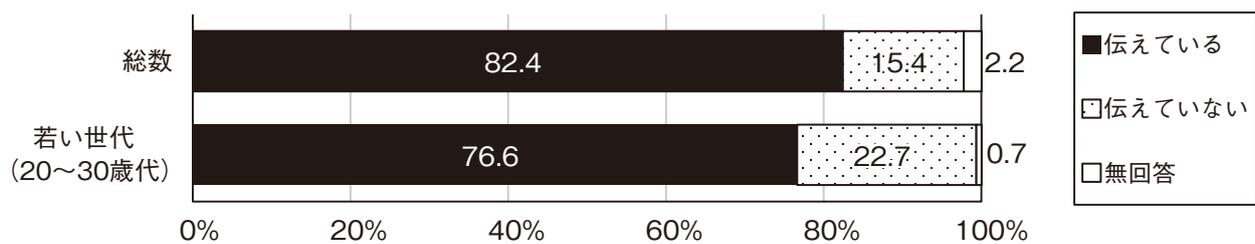


図6 郷土料理や伝統料理などを地域や次世代（子どもや孫を含む）に対して伝えていますか（成人）

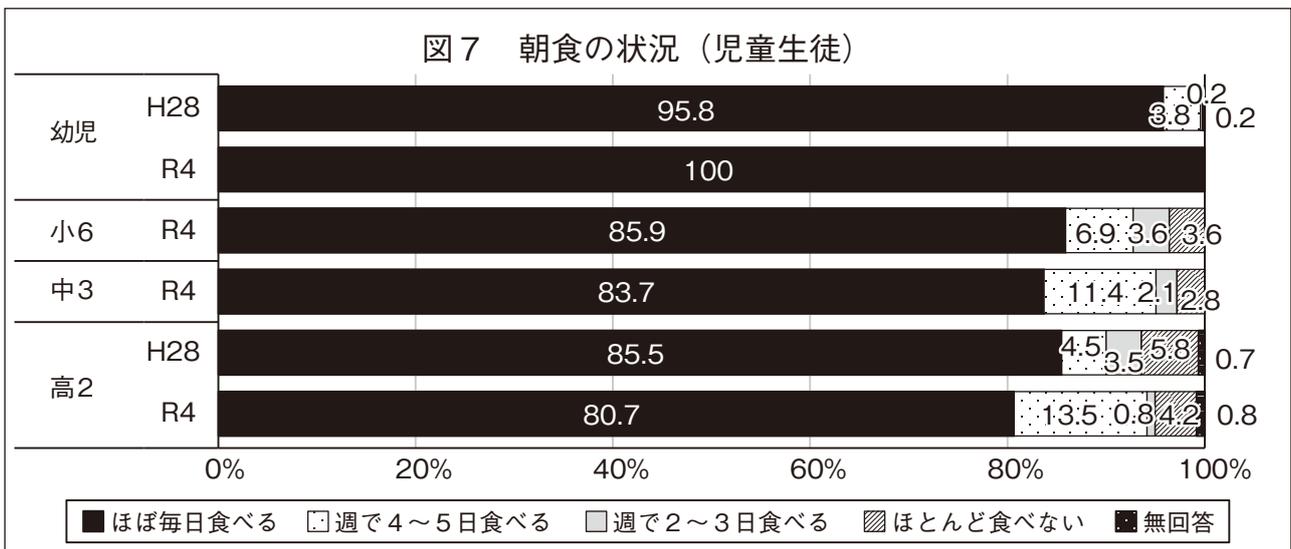


(2) 食生活について

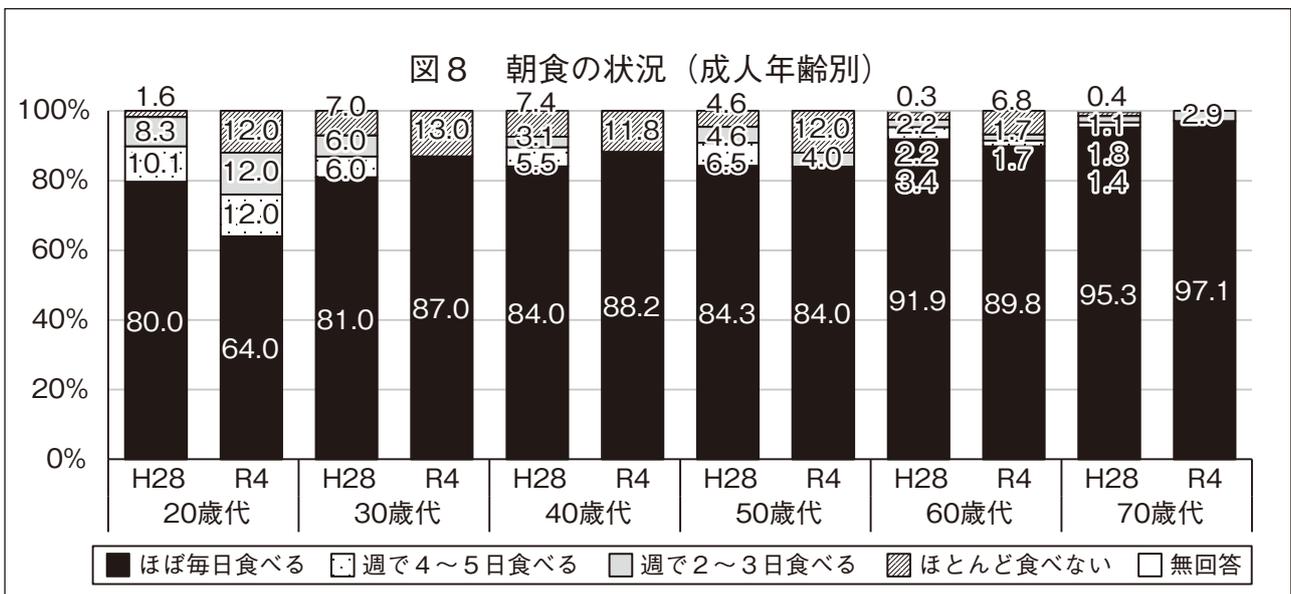
ア 朝食の欠食状況

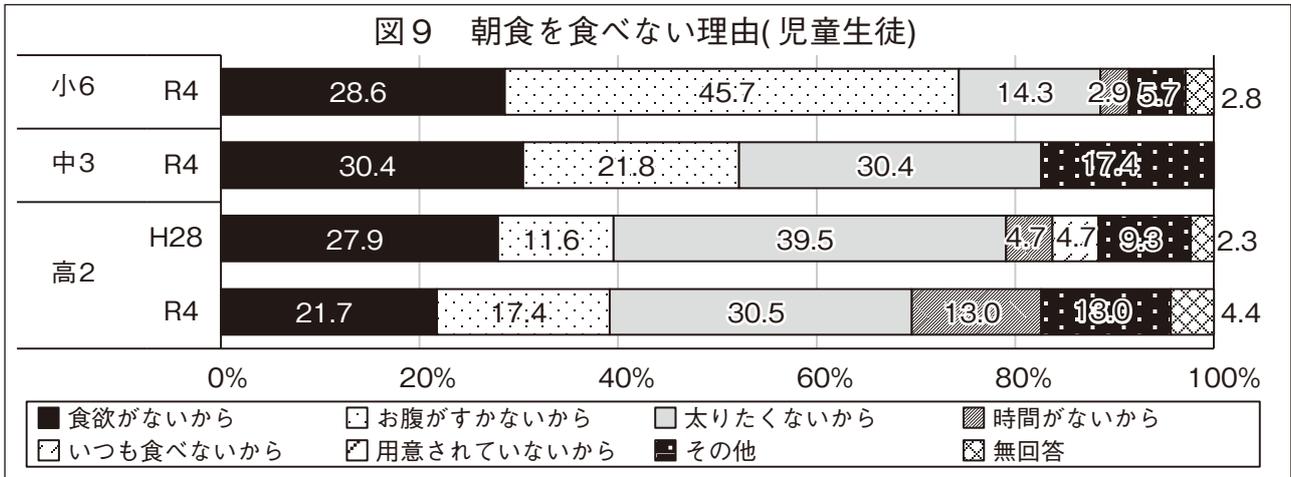
朝食の欠食（注）状況は、小学6年生では14.1%、中学3年生では16.3%、高校2年生では18.5%となっています（図7）。成人の欠食の状況を年齢別で見ると、20歳代の若い世代の欠食する割合が依然として高い率を示しています。この背景として、就職や進学等により家庭や学校といった「食育の場」から離れ、生活環境が変化し、生活が不規則になりがちであることが推測されます（図8）。子どもたちの食べない理由として「食欲がないから」「お腹がすかないから」「時間がないから」が多くみられます（図9）。

（注）このアンケートにおける朝食を欠食する人とは、朝食を「週で4～5回食べる」「週で2～3回食べる」「ほとんど食べていない」と回答した者。



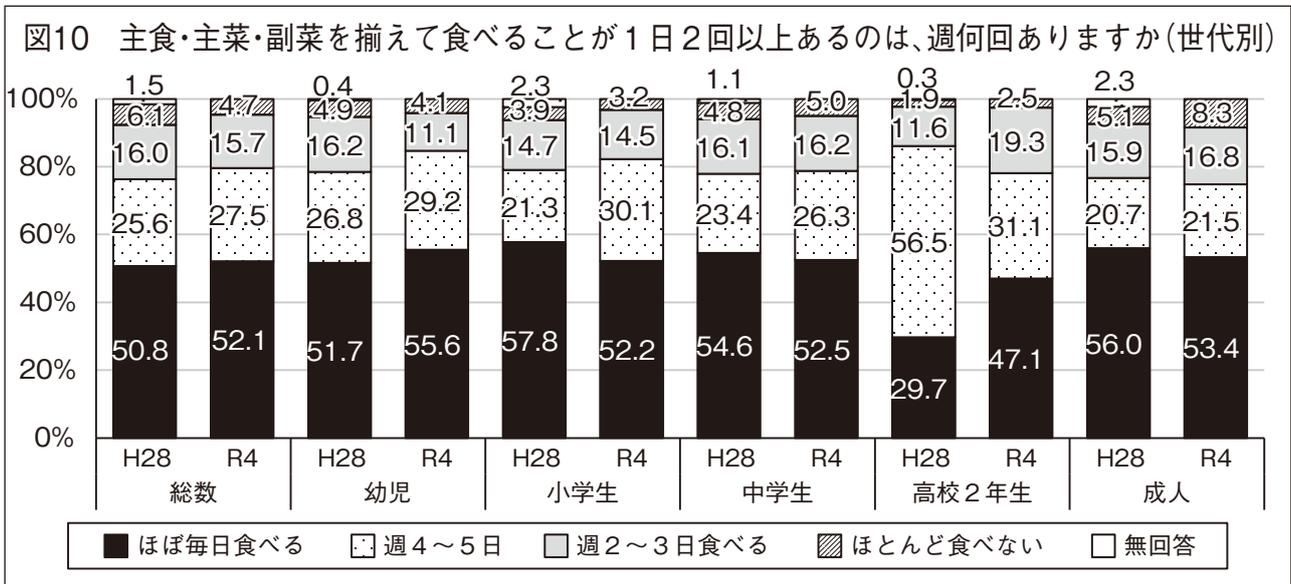
※図7 幼児（保護者回答）、小6、中3、高2は抽出校（園）によるデータ





イ 栄養のバランス

栄養のバランスについて、主食<sup>注1</sup>・主菜<sup>注2</sup>・副菜<sup>注3</sup>を組み合わせた食事を1日2回以上食べることが「ほぼ毎日」と回答した人の割合は、幼児（保護者回答）で55.6%、小学生（保護者回答）で52.2%、中学生（保護者回答）で52.5%、高校2年生で47.1%となっています（図10）。成人の「ほぼ毎日」と回答した人の割合は53.4%であり、年代別にみると、平成28年度の調査時よりも20歳代、30歳代では増加しており、40歳代～70歳代では減少しています（図11）。また、1世帯の人数別でみると、1人世帯での割合は20.0%、2～4人世帯では56.3%、5人以上の世帯では54.3%となっており、単身世帯で低い傾向があります（図12）。



※図10 幼児、小学生、中学生は保護者回答

注1 主食：米、パン、麺類などの穀類で、主として糖質エネルギーの供給源となるもののこと。  
 注2 主菜：肉や魚、卵、大豆製品（豆腐、納豆など）などを使ったメインの料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源となるもののこと。  
 注3 副菜：野菜やきのこ、海藻などを使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う重要な役割を果たしている。

図11 主食・主菜・副菜を揃えて食べることが1日2回以上あるのは、週何回ありますか(成人年齢別)

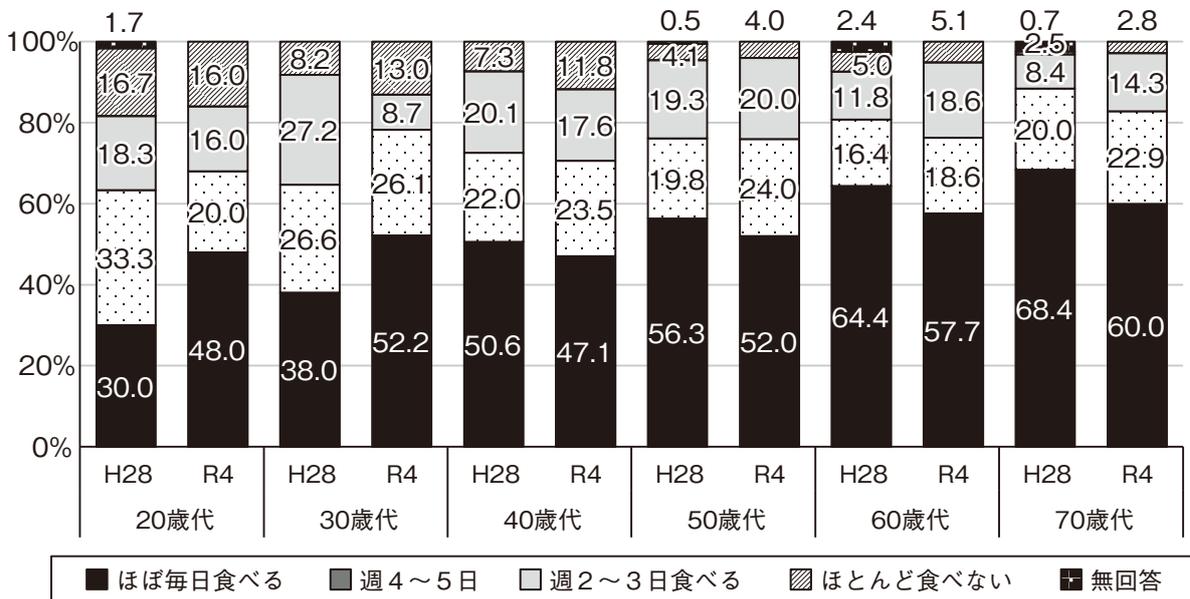
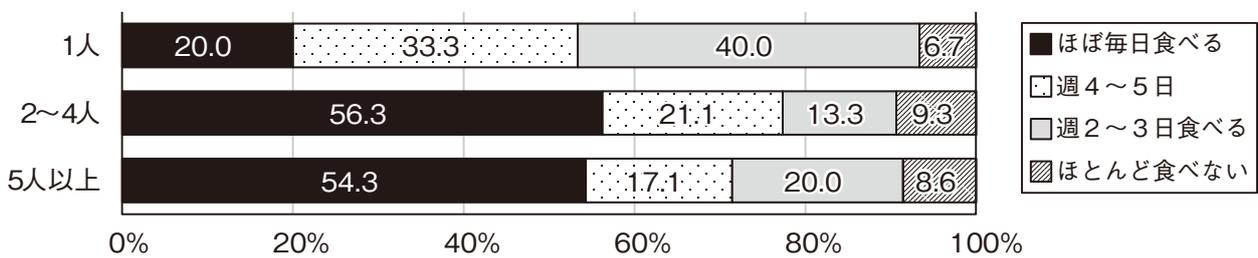


図12 主食・主菜・副菜を揃えて食べることが1日2回以上あるのは、週何回ありますか(1世帯人数別)



### ウ 共食の状況

共食<sup>注1</sup>の状況では、朝食で家族の人と「いつも一緒に食べる」と「一緒に食べることが多い」と回答した人の割合は、小学6年生は72.2%、中学3年生は61.8%、高校2年生では43.7%となっており(図13)、夕食では、小学6年生は93.9%、中学3年生では90.8%、高校2年生では88.2%となっています(図14)。成人においては、「家族全員で食べることが多い」と「家族の誰かと一緒に食べることが多い」と回答した割合は朝食で60.2%と、平成28年度の調査時より1.1ポイント増加しており、夕食でも、81.2%と11.4ポイント増加しています(図15)。

注1 共食:誰かと一緒に食事をする事。誰かには、家族全員、家族の一部、友人、親戚などが含まれる。



図13 【朝食】 家族の人と一緒に食事をとっていますか（児童生徒）

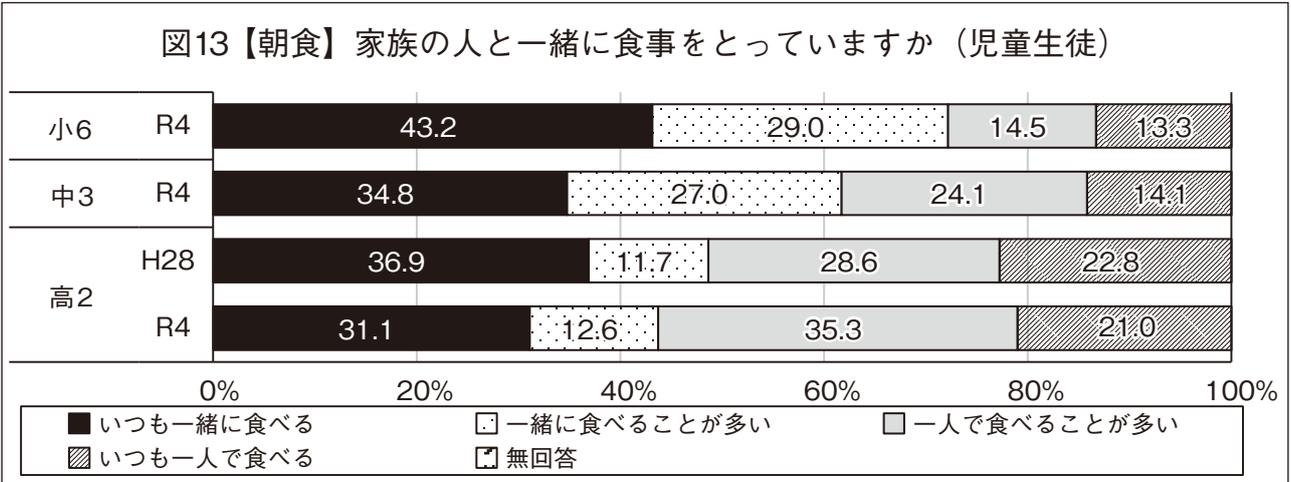
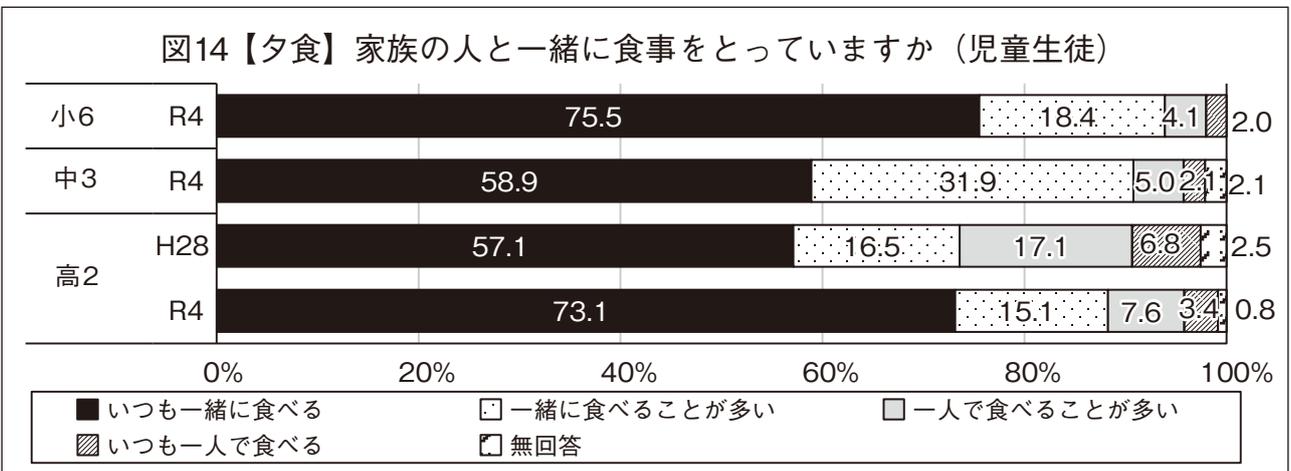
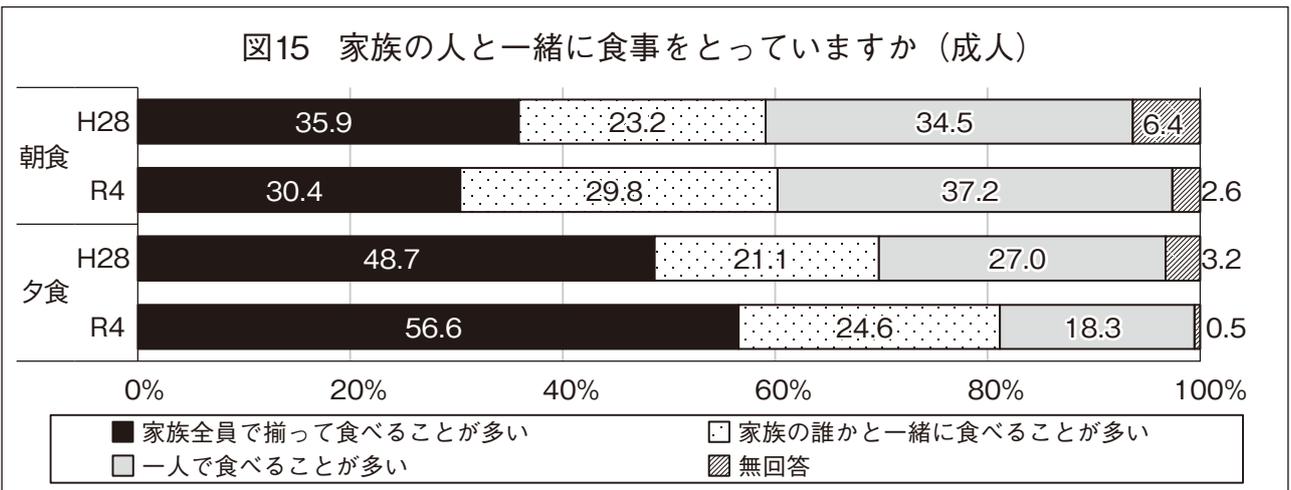


図14 【夕食】 家族の人と一緒に食事をとっていますか（児童生徒）



※図13, 14 小6、中3、高2は抽出校によるデータ

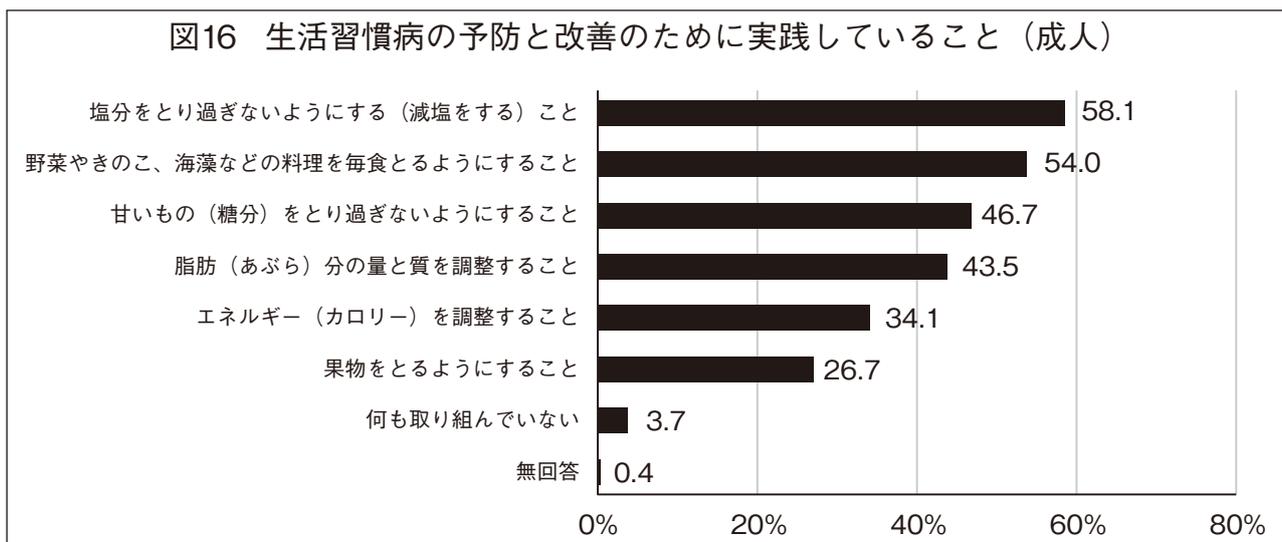
図15 家族の人と一緒に食事をとっていますか（成人）



### (3) 健康について

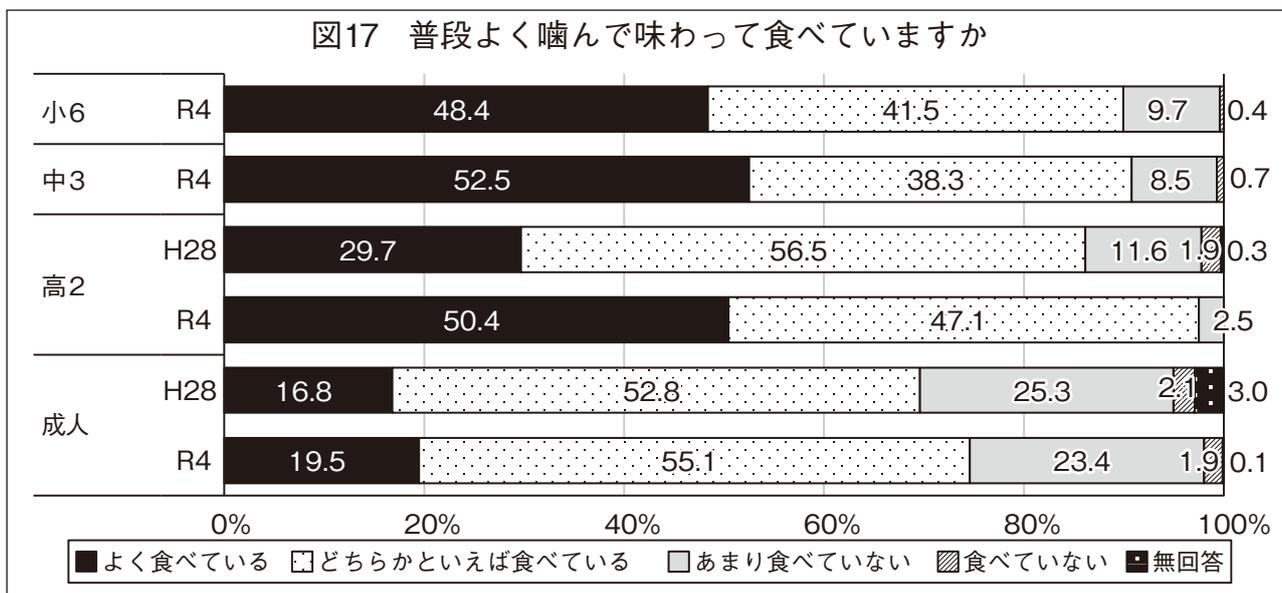
#### ア 生活習慣病の予防や改善への取組

生活習慣病の予防と改善のために実践していることとして「塩分をとり過ぎないようにする（減塩をする）こと」が最も多く、次いで「野菜やきのこ、海藻などの料理を毎食とるようにすること」「甘いもの(糖分)をとり過ぎないようにすること」の順となっています（図16）。



#### イ 噛む習慣について

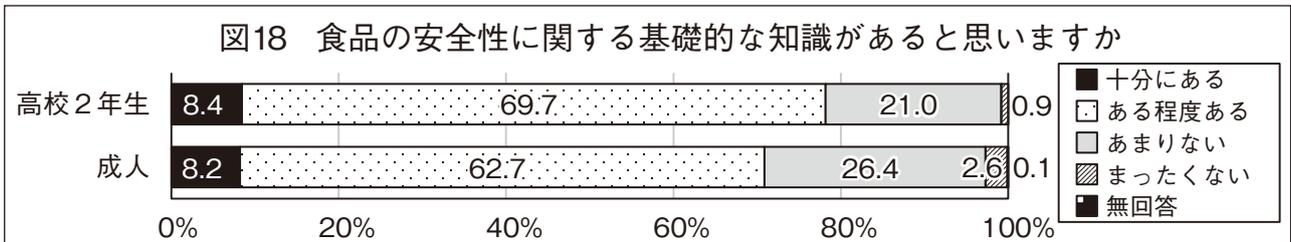
普段よく噛んで味わって「よく食べている」と回答した人の割合は、小学6年生では48.4%、中学3年生では52.5%、高校2年生では50.4%であり、高校2年生では平成28年度の調査時よりも、20.7ポイント増加しています。成人では、普段よく味わって「よく食べている」と「どちらかといえば食べている」と回答した人の割合がともに平成28年度の調査時よりも増加しています（図17）。



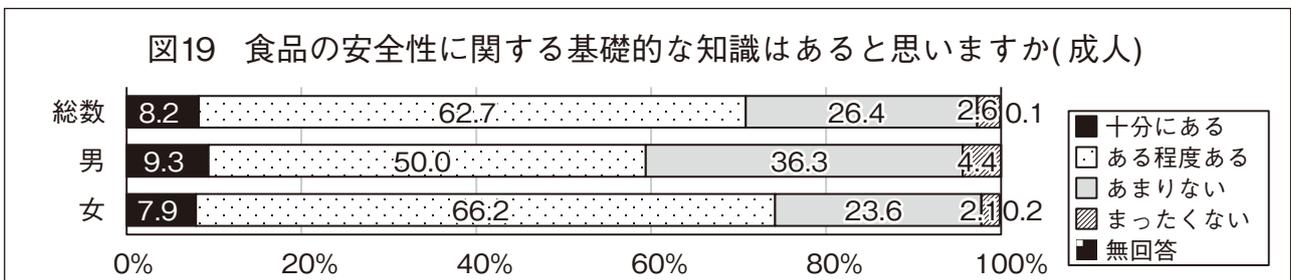
※図17 小6、中3、高2は抽出校によるデータ

(4) 食の安全・安心について

食品の安全性に関する基礎的な知識が「十分にある」と「ある程度ある」と回答した人を合わせると、高校2年生で78.1%、成人で70.9%となっています（図18）。成人の男女別では、男性よりも女性の方が高い傾向があります（図19）。



※図18 高2は抽出校によるデータ

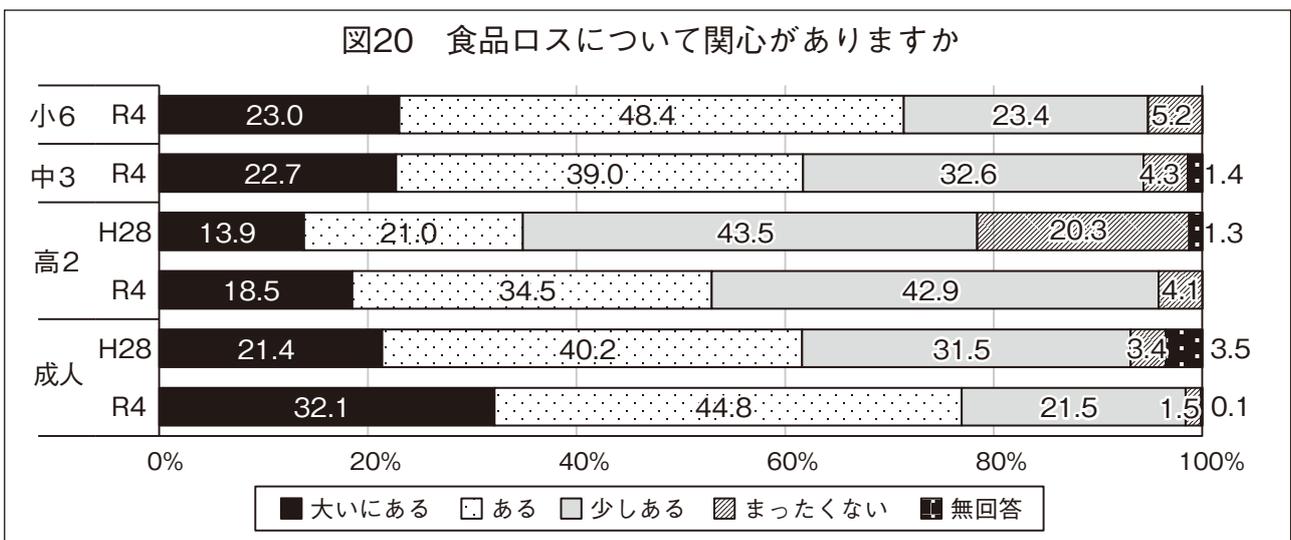


(5) 食と環境について

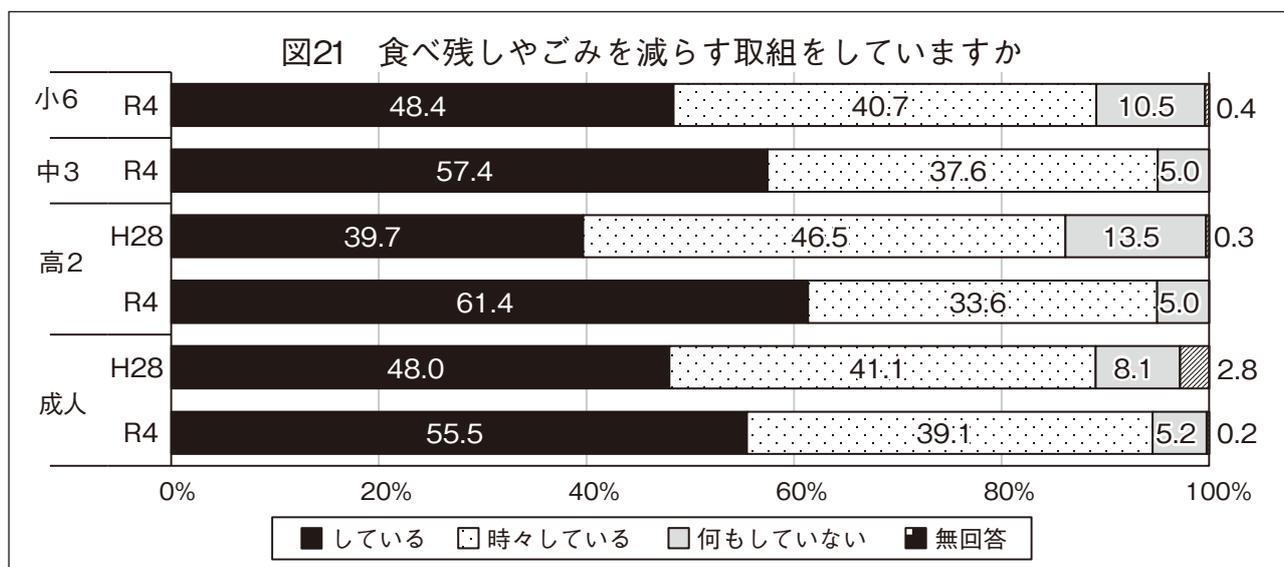
食品ロス<sup>注1</sup>について、関心が「大いにある」と「ある」と回答した人の割合は、小学6年生、中学3年生と成人で高い率を示しています（図20）。

ごみを減らす取組については「している」と回答した人の割合は、全体で半数を超えており、増加傾向がみられます（図21）。

ごみを減らす取組をしない理由としては、小学6年生では「減らす方法がわからない」が最も多く、高校2年生と成人では「あまり気にしていない」が多くみられました。



注1 食品ロス：本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。



※図20, 21 小6、中3、高2は抽出校によるデータ

## (6) 地産地消について

### ア 地産地消の認知度と関心について

地産地消という言葉を知っているという回答した人の割合は80.7%と高く、平成25年度の調査時よりも増加しています（図22）。

天童市産や山形県産の農畜産物を選んで「いつも購入している」、「できるだけ購入している」と回答した人の割合の合計は72.0%となり、平成25年度の調査時より減少しています。しかし「購入しない」と回答した人の割合も14.3ポイント減少しており、地場産農畜産物への意識を少しでも持つ人が増えたと考えられます（図23）。「購入しない」と回答した人の理由として最も多い項目は、「産地にこだわらない」が52.7%、次いで「値段が高い」が25.0%となりました（図24）。

また、農畜産物を購入する際の考え方を調査したところ、「国産を優先」と回答した人の割合は67.5%となり、地場産のものでも国産かどうかを意識して購入する人の割合が多いことがわかりました（図25）。また、地場産を購入し、地産地消を「すでに応援している」、「応援したい」と回答した人の割合が94.7%と高く、地場産農畜産物に対する関心がある人が多く見受けられます（図26）。

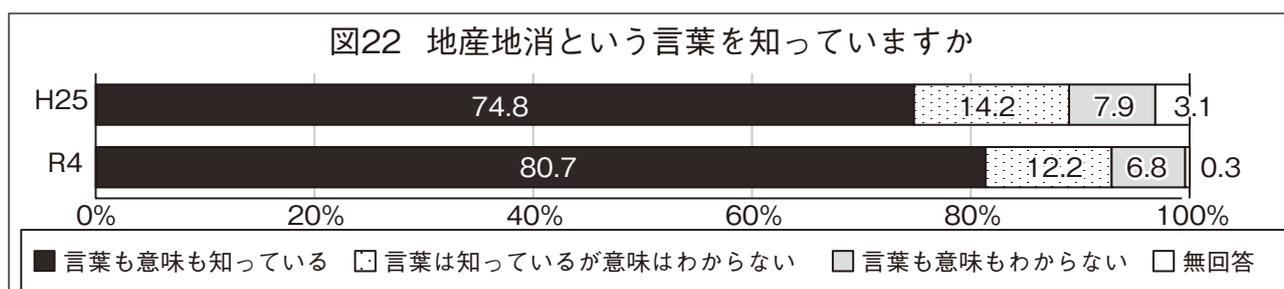


図23 天童市産や山形県産の農畜産物を選んで購入していますか(成人)

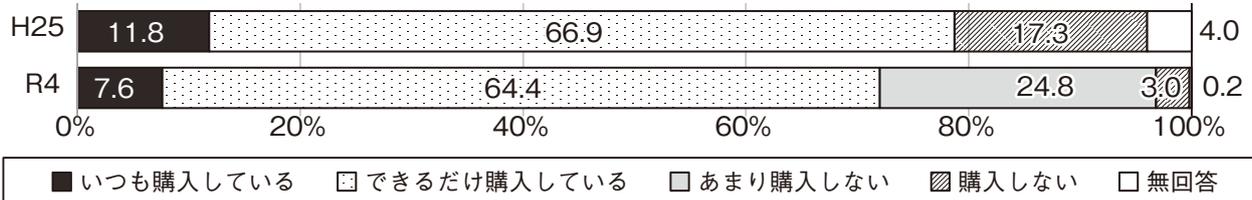


図24 天童市産や山形県産の農畜産物を購入しない理由(成人)

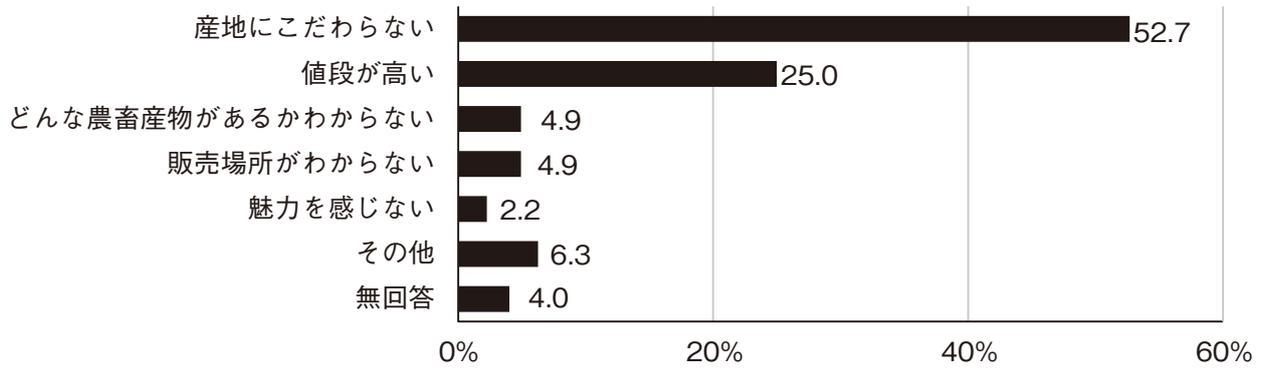


図25 農畜産物を購入する際の考え(成人)

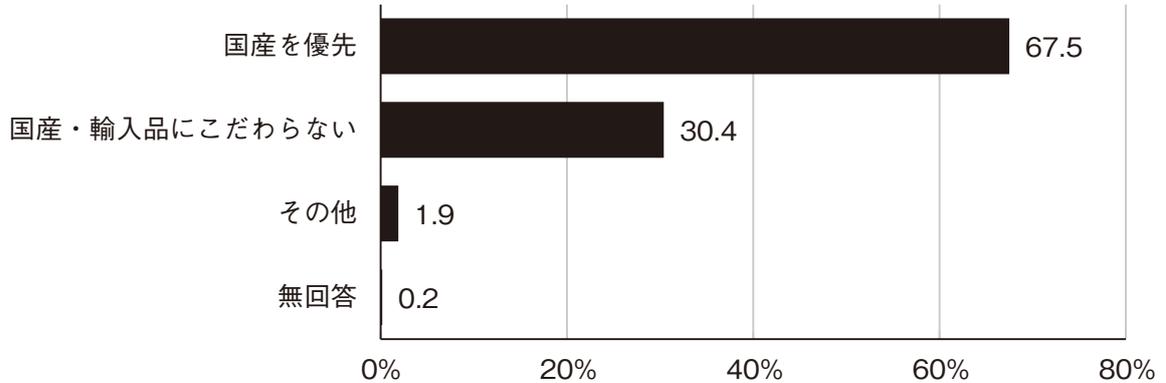
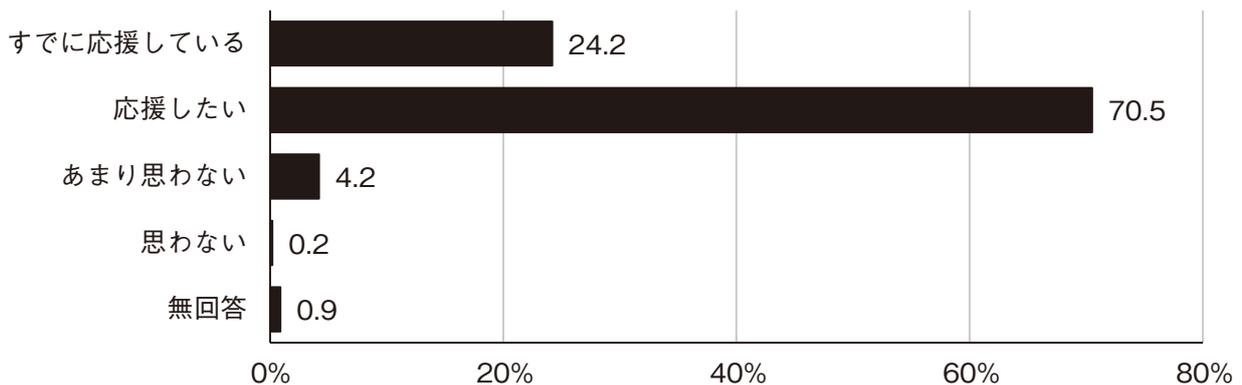
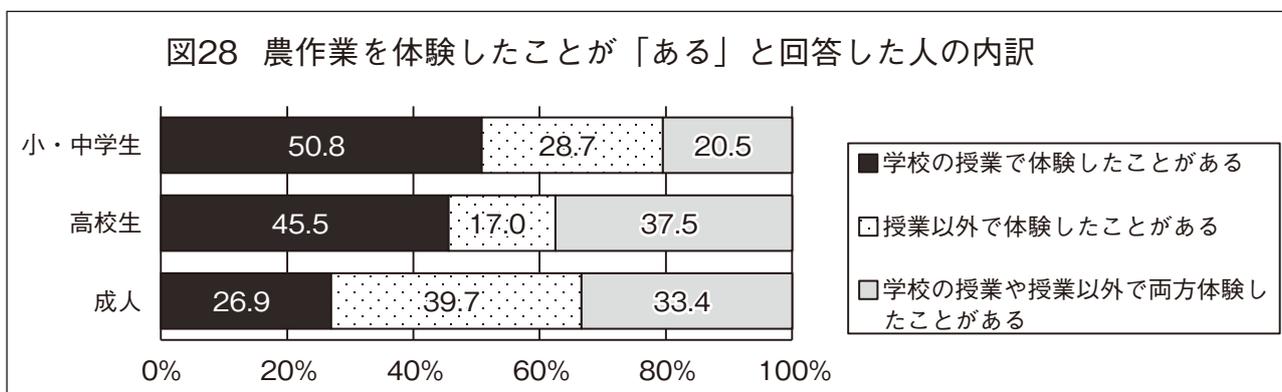
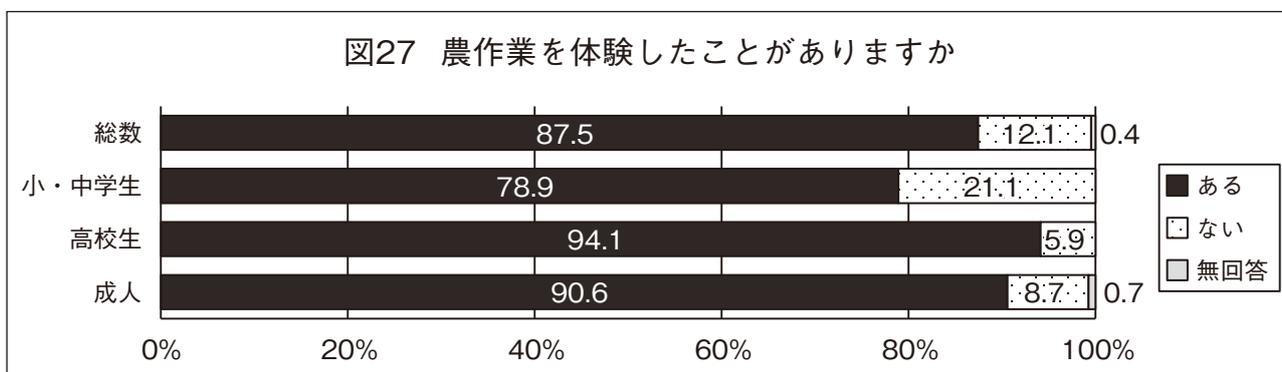


図26 天童市産や山形県産の農畜産物を購入して地産地消を応援したいと思いますか(成人)

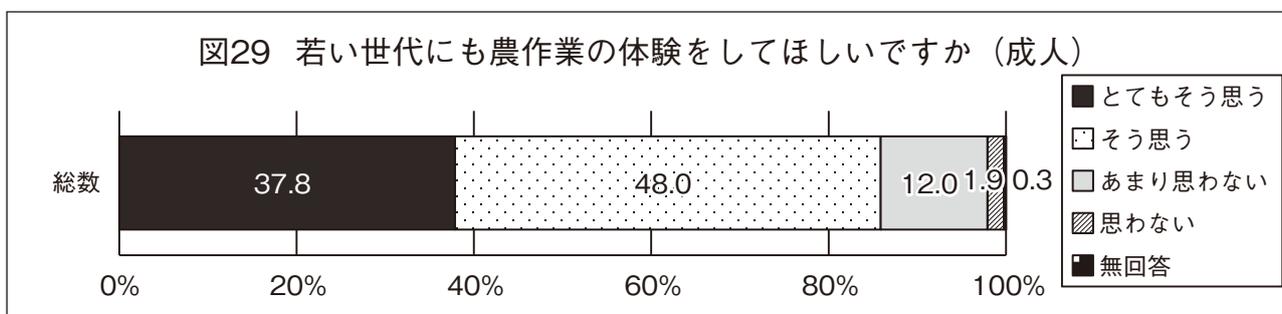


イ 農作業体験について

農作業を体験したことが「ある」と回答した人の割合は全体で87.5%となっています（図27）。また、「ある」と回答した人の内訳として、小・中学生や高校生では学校の授業での体験が半分以上を占めていることが分かります。それに対し、成人では、授業以外で体験した人の割合が高くなっています（図28）。このことから、学校生活で体験できなくても家庭や体験イベントなどで体験する人もいることが分かります。また、成人を対象に若い世代にも農作業を体験してほしいか調査したところ、「そう思う」と回答した人の割合が高く、85.8%を占めています（図29）。



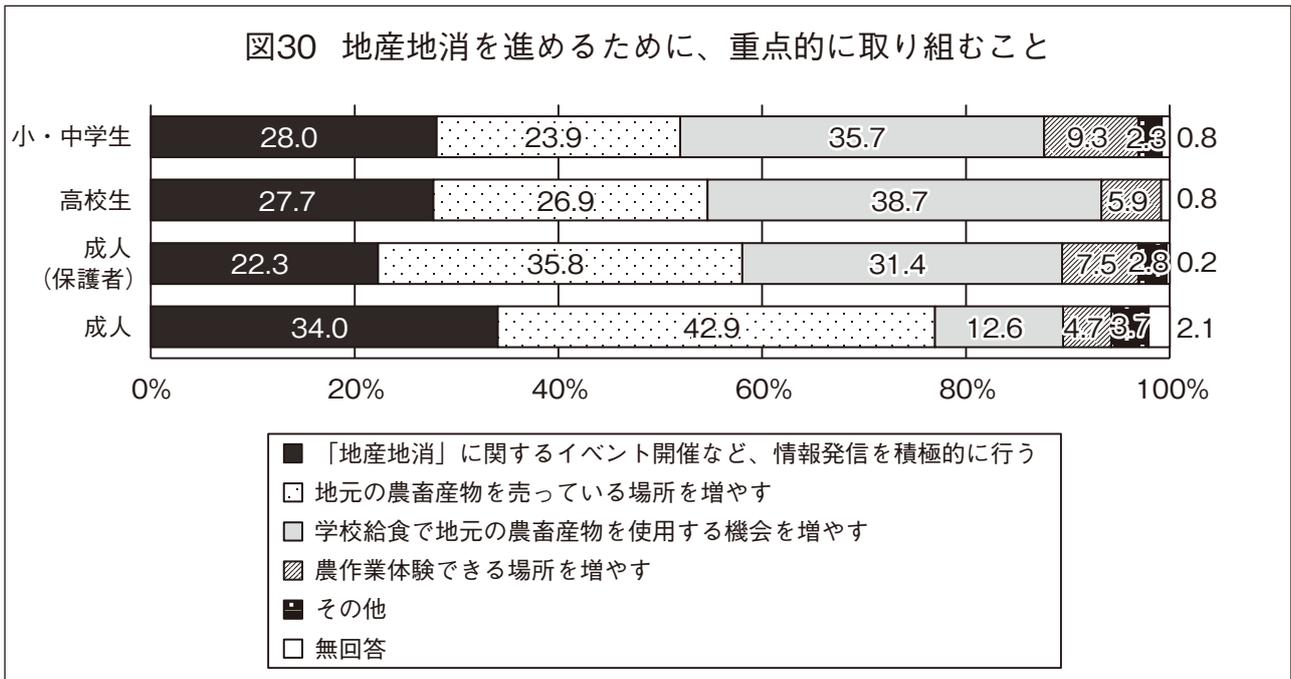
※図27, 28 小・中学生、高校生は抽出校によるデータ



ウ 地産地消を進めるために、重点的に取り組むこと

地産地消を進めるために、重点的に取り組むこととして割合が高い回答は、成人（保護者含む）で「地元の農畜産物を売っている場所を増やす」、小・中・高校生は「学

校給食で地元の農畜産物を使用する機会を増やす」となり、回答者にとってより身近に感じる項目が高い割合を示しています。そのため、保護者は学校給食についての回答が多い一方、成人は割合が低くなっています。また、「農作業体験できる場所を増やす」という選択肢に関しては、全ての回答者で低い割合となっています(図30)。



※図30 小・中学生、高校生は抽出校によるデータ

### 3 第二次天童市食育推進計画及び天童市地産地消推進計画の目標と実績

#### (1) 第二次天童市食育推進計画の目標と実績

これまでの取組の成果は下記のとおりです。

No.	指 標	調査値 (平成28年度)	目標値 (令和3年度)	実績・評価 (令和4年度)		備 考	
1	朝食を欠食する割合 (毎日及び1週間の内、半分以下の欠食者含む)	幼児	4.0%	0%	0%	A	No. 1の短大生について、令和4年度は18歳以上のアンケートで学生と回答した者の割合
		小学5年生	5.5%	0%	12.6%	D	
		中学2年生	9.8%	0%	15.2%	D	
		高校2年生	13.8%	10%	18.5%	D	
		短大生	38.4%	20%	42.9%	D	
		20歳代	20.0%	15%	36.0%	D	
2	朝食または夕食を家族揃って食べる割合	53.4%	65%	59.7%	B		
3	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、毎日食べる人の割合	50.8%	60%	52.1%	C		
4	よく噛んで味わって食べる人の割合	30.3%	40%	32.9%	C		
5	肥満者(BMI $\geq$ 25)の割合 (40歳以上)	男	28.4%	25%	34.8%	D	No. 5は国保加入者のみ
		女	23.9%	20%	26.8%	D	
6	成人で週に3～4回以上運動(散歩を含む)をしている人の割合	32.5%	40%	31.9%	C		
7	食育という言葉も意味も知っている人の割合	62.0%	75%	67.6%	B		
8	学校給食を全部食べる子どもの割合	63.9%	80%	55.5%	D		
9	食べ残しやごみを減らす取組をしている人の割合	46.0%	60%	55.0%	B		
10	天童産や山形県産の農産物を購入している人の割合	65.2%	70%	72.0%	A	No.11の調査値は平成27年度、実績・評価は令和3年度の数値掲載	
11	学校給食における天童産の使用割合(重量ベース)	46.2%	50%	42.8%	C		

(出典)

No. 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10 : 令和4年度天童市食育・地産地消アンケート調査

No. 5 : KDB(国保データベース)システム(令和3年度)

No.11 : 市独自計算(学校給食センター)

## (2) 天童市地産地消推進計画の目標と実績

これまでの取組の成果は下記のとおりです。

No.	指 標	調査値 (平成25年度)	目標値 (令和3年度)	実績・評価 (令和4年度)		備 考
1	消費者の地産地消の認知度	74.8%	78%	80.7%	A	No. 2の実績・評価について、前回地産地消推進計画策定に係る調査の際、回答のない事業者10.8%を除くと、回答者のほとんどが「知っている」結果であったため、調査なし。
2	事業所の地産地消の認知度	86.5%	100%	-		
3	消費者の天童産農畜産物（いつも購入する＋できるだけ購入する）	78.7%	84%	72.0%	C	No. 3の調査値について、前回地産地消推進計画の調査値であり、第二次天童市食育推進計画の調査値とは一致しない。
4	学校給食における天童産農産物の使用割合（米、豆加工品、野菜、果実、肉、卵）（重量ベース）	42.7%	45%	42.8%	B	No. 4の調査値は平成26年度、実績・評価は令和3年度の数値を掲載。

（出典）

No. 1, 3：令和4年度天童市食育・地産地消アンケート調査

No. 4：市独自計算（学校給食センター）

## ※評価の基準

目標値達成状況の評価は、前回の調査値（以下、「調査値」とする）と比較し、評価区分を4段階に分けて評価しました。

評価区分	評価基準
A：ほぼ達成したもの	目標値の85%以上達成したもの。
B：改善がみられたもの	目標値に達していないが、改善がみられたもの。
C：変わらないもの	調査値と比較し、±10%未満の変化があったもの。
D：悪化したもの	調査値と比較し、±10%以上の変化があったもの。

## 4 食育・地産地消の推進に向けた課題

### (1) 生涯を通じた健康を支える食育の推進

#### 【現 状】

- 食育の関心について、食育に関心を持っている市民の割合は、全国や県の水準よりも上回っています。
- 核家族化が進む中、共働きの増加により家庭生活の状況が多様化しており、食の外部化や簡便化が進んでいる傾向があります。
- 朝食の状況について、児童生徒と若い世代(20歳代)の「朝食を毎日食べる割合」が、平成28年度の調査時よりも減少しています。
- 栄養バランスについて、主食、主菜、副菜を揃えて食べることが1日2回以上、「ほぼ毎日」と回答した市民の割合は、40～70歳代の年代で平成28年度の調査時よりも減少しています。また、単身世帯では、2人以上の世帯人数に比べ、栄養バランスが偏りがちになる傾向があります。
- 共食の状況について、成人では「家族全員で食べることが多い」と「家族の誰かと一緒に食べることが多い」と回答した市民の割合が、朝食と夕食でともに増加しています。「県政アンケート調査(R2)」においても「自宅で同居する家族と一緒に過ごす時間が増えた」、「自宅で料理などを行い、家族と一緒に食べる機会が増えた」と回答した市民の割合が、約6割だったことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家族と過ごす時間が増えたことによるものと推測されます。
- 肥満者の状況について、本市の男性の40、50歳代は肥満(BMI $\geq$ 25)が多く、女性は男性よりも肥満が少ないものの60歳代以外の年代で国の平均よりも高い状況です。山形県は1世帯当たりの自動車保有台数が高く、車で移動することが多いため、日常生活における歩数が少ないことも影響していると推測されます。
- よく噛んで食べる状況について、「よく噛んで味わって食べる」「どちらかという食べている」と回答した市民の割合は、児童生徒が高く、成人では、他の世代よりも低くなっています。

#### 【課 題】

- 食育をより推進するためには一人ひとりが食育に関心を持つことが重要です。より多くの市民に食育に対して関心を持ってもらうため、社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネット等を活用した情報発信が必要です。
- 幼少期に生活リズムを整え、生活習慣を確立することは、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎につながります。また、次世代へつないでいくために、幼少期から

高齢期まで食育を推進していくことが必要です。朝食をとることは一日の生活リズムが整い、生活習慣が確立し、健全な心身を育むことにつながることから、家庭や地域、幼稚園、保育施設、学校、行政等が一体となって、朝食の重要性を引き続き啓発していく必要があります。

- 食品に含まれる様々な栄養素を理解し、日々の食事の中で賢く組み合わせて食べることが、将来的な生活習慣病予防につながることから、乳幼児から高齢者まで栄養バランスに配慮した食生活を送ることができるようにしていく必要があります。また、中食、外食も含め、多様化した生活に配慮しながら、食塩摂取量の減少（減塩）や野菜の摂取量の増加等、一人ひとりが健康な食事を選択できるように食事バランスの啓発をしていく必要があります。
- 共食は、食や生活に関する基礎を伝え、習得するだけでなく、食を通してコミュニケーションを図り、食の楽しさを実感する場であり、食育の原点です。このため、多様化した生活に配慮しながら共食を推進していく必要があります。
- 食事と運動を組み合わせることで、健康を維持することができることから、運動習慣の割合が低い若い世代から働き盛り世代へ情報提供を充実していくことや啓発していく必要があります。
- 健康寿命の延伸には、食生活が重要であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能を十分に発達させ、維持することが重要です。また、よく噛んで食べることで、早食いを防止して満足感が得られやすく肥満予防にもつながり、口腔機能を維持することで高齢者の低栄養・フレイル<sup>注1</sup>予防にもつながることから、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりのための食育を推進する必要があります。

## (2) 持続可能な食を支える食育の推進

### 【現 状】

- 食品ロスについて関心が「大いにある」と「ある」と回答した市民の割合が全ての年代で平成28年度の調査時よりも増加しており、ごみを減らす取組を「している」と回答した市民の割合も全ての年代で増加しています。このことから、日頃から食品ロスに配慮し行動している市民が多いように見受けられます。
- 郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味などを「受け継いでいる」と回答した市民は66.3%であり、全国の水準を上回っていますが、若い世代では60.9%と全国や市全体よりも低い傾向です。

注1 フレイル：年齢に伴い心身の活力（筋肉、認知機能、社会のつながり）が低下した状態のこと。

**【課題】**

- 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、社会や環境に配慮した消費行動ができる消費者を増やしていくことが必要です。食品ロスの削減は、食の循環や環境を意識した食育の推進が必要であり、そのためには食への感謝の心を育むとともに、一人ひとりが食料についての理解を深め、生産から消費まで無駄なく計画的に取り組んでいくよう引き続き啓発していく必要があります。
- 核家族化が進行していく中、郷土料理や行事食などの食文化に家庭だけではなく学校や地域等でも触れ合い、学ぶ機会を作る取組や地域の食文化の魅力発信を推進していく必要があります。

**(3) 地産地消の推進**

**【現状】**

- 地産地消についての認知度は高まっており、地場産農畜産物を購入しようという意識のある市民が増えています。また、前回計画策定時に挙げられた「販売場所が分からない」という課題について、改善傾向がみられることから、産地直売所等の定着が考えられます。
- 農畜産物の購入の際の考え方として、地場産農畜産物を選んで購入したいと回答する市民が多くみられました。また、天童市産の農畜産物を購入して応援したいと回答した市民は94.7%おり、地場産農畜産物への関心が高まっていると考えられます。
- 地場産農畜産物を購入できる場所の増加や、地元食材を使った学校給食の充実が、地産地消を進めるために重要と回答した市民が多くみられ、より購入しやすい環境整備と学校給食への期待が伺えます。

**【課題】**

- 幼少期から地場産農畜産物への知識を深めるため、農業体験を通して地域の農業に触れることや、学校での調理実習や学校給食に地場産農畜産物を使用することで、情報・魅力を発信するような食農体験の継続・発展が必要です。
- 消費者の多種多様なニーズに対応するため、デジタル技術を活用した地産地消に関する情報発信や生産者と顔の見える関係の構築、学校給食や観光、飲食店、食品産業等における地場産農畜産物の利用拡大などの促進が必要です。
- 生産者と消費者をつなぐ拠点として、産地直売所の充実を図ることや、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の促進が必要です。



## 「持続可能な開発目標SDGs」とは？

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年の9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能な世界の実現を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、市民の食が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて知り、感謝の念や理解を深めることにつながります。持続可能な社会の実現に向けた礎となる取り組みです。

SDGsに関係するのは企業や行政だけではありません。普段から取り組んでいる子どもたちへの農作業体験機会の提供や地場産農産物の購入、ごみ減量や節電・節水など、市民一人ひとりの行動すべてがSDGsへとつながります。

出典：外務省ホームページ



## 「エシカル消費」とは？

「エシカル消費」とは、直訳すると「倫理的な消費」のことで、私たちのよりよい社会に向けた人や社会、地域、環境に配慮した消費行動となります。

何を食べるか、買うかを考えるとき、地球環境や誰かを応援できるように意識することが重要です。一人ひとりのエシカルな消費行動が、世界の未来を変える持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながります。

### 〈具体的な行動例〉

人への配慮……………障がいのある人の支援につながる商品を選ぶ

環境への配慮……………エコ商品を選ぶ、食品ロス量を減らす、マイバック・マイボトルを使う

生物多様性への配慮…認証ラベルのある商品を選ぶ

MSC認証（海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物）

有機JAS（農薬や化学肥料などに頼らないで、自然界の力で生産された食品）

社会への配慮……………フェアトレード<sup>注1</sup>商品を選ぶ

地域への配慮……………被災地の商品を選ぶ、地元の商品を選ぶ

出典：消費者庁ホームページ

注1 フェアトレード：開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取り引きすること。

コラム

「食育ピクトグラム」について

農林水産省では、食育の取組みをわかりやすく発信するため、絵文字で表現した「食育ピクトグラム」を作成しています。資材、食品等の商品の包装、ポスター、リーフレット、店頭POP、ウェブページ、書籍、名刺等に表示することで、食育の取組みについての情報発信及び普及・啓発を行うことができます。



1 みんなで楽しく食べよう

家族や仲間と、会話をしながら食べる食事は、心も体も元気にします。



2 朝ごはんを食べよう

朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。



3 バランスよく食べよう

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。



4 太りすぎないやせすぎない

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。



5 よくかんで食べよう

よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。



6 手を洗おう

食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し、行動する力を養います。



7 災害にそなえよう

いつ起こるかもしれない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。



8 食べ残しをなくそう

持続可能な社会を達成するため環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めます。



9 産地を応援しよう

地域でとれた農林水産物や被災地食品等の消費は、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。



10 食・農の体験をしよう

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。



11 和食文化を伝えよう

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図ります。



12 食育を推進しよう

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組みを応援します。

出典：農林水産省ホームページ

# 基本理念と目標

## 1 基本理念

**「市民一人ひとりが食への理解を深め、  
健康で心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」**

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。また、地域の豊かな自然や食に触れ、様々な体験やコミュニケーションを通して、豊かな人間性を育み、私たちの生きる力につながっています。

しかしながら、本市においても食を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化や核家族化の進行、共働きの増加などにより大きく変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、肥満などの問題が指摘されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。

こうした社会情勢の変化の中で、市民一人ひとりが健康の土台となる食の重要性について改めて認識し、食に関する正しい知識と食を選択する力を身に付け、適切な食生活を実践することが必要です。また、地産地消を通じて、市民が地場産農畜産物による豊かな食を楽しむとともに、本市の農業が元気になれるよう、食と農への理解を深めることが重要です。

本計画の食育・地産地消を関係機関が連携して推進し、市民が健康で心豊かに生活できる持続可能な地域社会を目指します。

## 2 食育・地産地消推進における基本目標

市民一人ひとりが生涯にわたり、豊かな人間性を育みながら、家庭や地域などで健康で安心して暮らすことができるよう、「生涯を通じた健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」、「地産地消の推進」の3つの目標を掲げます。

3つの目標の施策を市民、教育・保育関係、地域各種関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、行政等が推進主体となり、連携して進めます。

### (1) 生涯を通じた健康を支える食育の推進

食は、「人生100年時代」の生命を維持し健康な生活を送るために欠かせないものです。しかし、近年ライフスタイルの多様化や食の価値観の多様化などにより、肥満や生活習慣病の発症、低栄養など健康問題が課題となっています。

いきいきと健康で暮らしていくために、食に対する正しい知識と理解を深め、健康的な食生活を実践する力を養えるよう、乳幼児から高齢者まで切れ目のない食育を推進します。

## (2) 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠です。食は自然の恩恵の上で成り立っており、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられています。また、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっており、一人ひとりが食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、行動することが大切です。

地域の食文化を伝えることは、食生活の文化的な豊かさを将来にわたって支える上でも重要であり、地域活性化や食料自給率の向上につながります。

食の知識だけでなく、食の様々な体験を通して、農業や環境との関わりを理解し、地域の食文化を継承しながら食を支える環境の持続に資する食育を推進します。

## (3) 地産地消の推進

地場産農畜産物を消費することは、地域経済の活性化や食料自給率の向上、環境への負荷（フードマイレージ<sup>注1</sup>）の低減を図るために重要です。また、生産者との交流給食など、学校教育や家庭での食農体験の継続・発展が、子どもたちの食や農業への関心を高め、地域への理解が深まります。

さらに、地場産農畜産物に関する情報を広く発信し、交流体験イベントや産地直売所の充実により、生産者と消費者がそれぞれ相互に理解し合い、地域の特色を生かした地産地消につながります。

これらのことから、農業を活性化し、将来にわたって安全・安心な食料を供給するとともに、新しい時代に対応した農業・農村の発展につながる地産地消を推進します。

注1 フードマイレージ：食料の輸送料に輸送距離を乗じた指標のこと。「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負担が少ないであろう」という仮説を前提に考えられたもの。



### 3 計画の体系

基本理念に基づき、計画の施策体系を示すものです。

基本 目標	基本 施策	主な実施施策	対象				
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	壮 年 期
① 生涯を通じた健康を支える食育の推進							
1-1 食による心身の健康づくりの推進							
乳幼児期における食育の推進			●				
学童期・思春期における食育の推進				●			
青年期・壮年期における食育の推進					●		
高齢期における食育の推進							●
1-2 地域社会における食育の推進							
家庭における食育の推進			●	●	●	●	●
学校等における食育の推進			●	●	●	●	●
地域における食育の推進			●	●	●	●	●
1-3 健康づくりの基本となる望ましい生活習慣の確立							
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進			●	●	●	●	●
家族や仲間との共食の推進			●	●	●	●	●
② 持続可能な食を支える食育の推進							
2-1 食の循環や環境を意識した食育の推進							
環境にやさしい食生活の推進			●	●	●	●	●
2-2 郷土料理・行事食の継承							
家庭や故郷の料理の継承			●	●	●	●	●
2-3 食の安全・安心の確立							
食品の安全性や表示等に関する情報の充実				●	●	●	●
安全・安心な農畜産物の提供の推進					●	●	●
2-4 人材の育成及び活用の促進							
ボランティア等の人材の育成及び専門的知識を有する人材の活用					●	●	●
③ 地産地消の推進							
3-1 地場産農畜産物の消費拡大と情報発信							
学校給食等への地場産農畜産物の導入促進			●	●	●	●	●
6次産業化の促進				●	●	●	●
地場産農畜産物に関する情報発信の促進				●	●	●	●
3-2 生産者と消費者の交流活動の活性化							
交流・体験イベントや産地直売所の充実			●	●	●	●	●

# 施策の展開

## 1 基本目標1 生涯を通じた健康を支える食育の推進



### 1-1 食による心身の健康づくりの推進

#### (1) 乳幼児期（0～5歳）における食育の推進

乳幼児期は、心身の成長が著しい時期であり、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期です。家庭や子育ての支援の場において、食と農に関する体験を広げ、食に関する基礎や規則正しい生活リズムを身に付けるため、保護者等への普及啓発を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
妊娠期からの健康相談の場を提供	健康課
育児教室や乳幼児期の栄養相談等の学習の場の提供	健康課
保育施設や幼稚園等における給食を活用した栄養教育の実施	子育て支援課、保育園、認定こども園、幼稚園
歯科検診や保健指導等を通したむし歯予防の啓発と乳幼児の噛んで食べる力の育成の支援	健康課、保育園、認定こども園、幼稚園
保育施設、幼稚園、地域等での収穫体験や調理実習による食の学習機会の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、地域、生産者、農業関係団体
地域における子どもや親子を対象とした食育教室等での栄養教育の実施	健康課、食生活改善推進協議会
デジタルツールやインターネットを活用した食育に関する情報発信	全体

#### (2) 学童期・思春期（6～18歳）における食育の推進

学童期は乳幼児期からの望ましい生活習慣や食習慣を確立し、家庭や学校での食に関する様々な体験を通して、食に関する知識を広げ、関心を高めていく時期です。そのため、家庭や学校、地域と連携し、取り組めます。

思春期は、生活習慣が自立するようになり、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が築かれる時期です。栄養バランスに配慮した食生活を自ら実践することができるよう、意識の醸成を図ります。



【主な取組】	主な推進主体
学校等における、栄養教諭等による食に関する指導の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
収穫体験や調理実習による食の学習機会の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校、生産者、農業関係団体
食べることの楽しさと、栄養バランスを考えた食事のとり方を学習する場の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校
地域における子どもや親子を対象とした食育教室等での栄養教育の実施	健康課、食生活改善推進協議会
デジタルツールやインターネットを活用した食育に関する情報発信	全体

### (3) 青年期・壮年期（19～64歳）における食育の推進

青年期・壮年期は、進学や就職、結婚、出産、子育て等により生活環境が大きく変化する時期であり、忙しい生活に追われ、生活習慣や食生活が乱れ、生活習慣病が発症しやすい時期です。生活習慣病の予防を図るため、栄養面を含めた生活習慣と疾病の関連等、健康教育の充実を図り、健康寿命の延伸を目指した支援を充実していきます。

【主な取組】	主な推進主体
健診後の事後指導や栄養相談、疾病別の健康教室等の開催による生活習慣改善の支援の充実	保険給付課、健康課
生活習慣病予防や健康増進のための栄養や運動をテーマとする健康教室の開催	保険給付課、健康課
指導・相談等による口腔機能の維持についての知識の普及啓発	保険給付課、健康課
食生活改善推進員による地域住民に対する減塩や望ましい食生活等に向けた健康づくりの啓発	健康課、食生活改善推進協議会
デジタルツールやインターネットを活用した食育に関する情報発信	全体

#### (4) 高齢期（65歳以上）における食育の推進

加齢に伴い、身体に様々な変化がある時期であり、また、高齢者単独世帯が増加しています。このことから、高齢者一人ひとりが低栄養に注意し、自分に合った食生活の実践により健康を維持することが大切です。フレイル予防を図るため、栄養面を含めた健康教育や相談窓口の充実を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
フレイル予防のための低栄養予防やオーラルフレイル予防等をテーマとする介護予防教室の開催	保険給付課、健康課
通いの場において、健康教育・健康相談等の実施	保険給付課、健康課
8020運動 <sup>注1</sup> の推進や、口腔機能に関して相談等の実施	保険給付課、健康課

### 1-2 地域社会における食育の推進

#### (1) 家庭における食育の推進

家庭は、食育の基本の場であり、食育を推進する上で最も重要な役割を担っており、心身の健康の増進や豊かな人間性を育む基盤をつくるためには、子どもの頃からの食習慣が重要です。家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を進めます。

【主な取組】	主な推進主体
乳幼児健診や育児教室等を通じた、保護者に対する食生活の大切さの啓発	健康課、保育園、認定こども園、幼稚園
保育施設や幼稚園、学校等におけるポスターの掲示や給食だよりを通じた、食や栄養に関する情報の提供	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校
保育施設や学校等の保護者会を対象にした学校給食センターの見学会や、給食の試食会の開催などによる、学校給食や食育への理解を深める場の提供	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
子どもや親子を対象にした食育教室の開催による、食事を作る楽しさや一緒に食べる楽しさを体験する場の提供	健康課、生産者、農業関係団体、地域
デジタルツールやインターネットを活用した食育に関する情報発信	全体

注1 8020（はちまるにいます）運動：「80歳になっても20本以上、自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、ほぼ満足した食生活を送ることができると言われていた。生涯にわたり自分の歯で自分の口から食事がとれることを大切にしたい考えのもと推進されている。

(2) 学校等における食育の推進

幼稚園や保育施設、学校等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。給食の時間や各教科の時間、総合的な学習等の時間を通して、子ども達が食への理解や学びを深められるよう、情報の提供に取り組みます。

【主な取組】	主な推進主体
給食の時間等を活用した食を通して豊かな心を育む「心育む学校給食週間」の実施	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
郷土の食文化について知識を深めるため、地場産農畜産物を使った献立の提供や、学習の機会の充実	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
デジタルツール等を活用しながら、栄養教諭による栄養指導や給食指導の充実	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
スポーツ選手や外国語指導助手（以下、「ALT」とする）との交流給食の実施や、郷土料理等を取り入れた特別給食の実施	学校給食センター、小学校、中学校
栄養だよりや給食だよりの発行、インターネット等の活用による給食の献立の紹介や食育に関する情報発信	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
栽培や収穫、調理体験等の食農体験（授業）による農業や農畜産物を学ぶ場の提供	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体

(3) 地域における食育の推進

子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を推進していくためには、家庭や学校とともに、地域においても食育を推進していく必要があります。地域における食育を図るため、食生活改善推進員等の育成とボランティア活動を支援し、家庭や地域の食による健康づくりを推進します。

【主な取組】	主な推進主体
地域における人材の育成のための食生活改善推進員養成講習会の実施	健康課
食生活改善推進員による地域における栄養に関する学習の場の充実	健康課、食生活改善推進協議会
健康づくりの意識を高めるための子どもから高齢者までの幅広い年代を対象にした食育教室等の開催	全体

### 1-3 健康づくりの基本となる望ましい生活習慣の確立

#### (1) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

子どもが健やかに成長していくためには、適正な運動やバランスのとれた食事、十分な休養と睡眠等、規則正しい生活習慣が大切です。子どもの生活リズムを整えるため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】	主な推進主体
家庭における取組を促すため、保育施設や幼稚園、学校、地域等と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	健康課、農林課、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校
デジタルツールやインターネットを活用した食育に関する情報発信	全体

#### (2) 家族や仲間との共食の推進

家族と食卓を囲んだ団らんは、子どもにとって食事のマナーや食習慣の基礎を身に付けるだけでなく、食事の楽しさを実感する場であり、食事を取りながらコミュニケーションを図ることは食育の原点でもあります。また、家族や友人、仲間など様々な人との食事は、コミュニケーションや豊かな食体験、良好な人間関係を育むことにつながることから、多様化した生活に配慮しながら、家族や仲間との楽しい食事をともにする共食を推進します。

【主な取組】	主な推進主体
「食育月間（6月） <sup>注1</sup> 」と「食育の日（毎月19日） <sup>注1</sup> 」の啓発推進と、「食育の日」にあわせた「家族団らん」の啓発	健康課、農林課、学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校
スポーツ選手やALTとの交流給食の機会の充実	学校給食センター、小学校、中学校
地域において、子どもから高齢者までの幅広い年代を対象にした食育教室の開催による食事を作る楽しさや一緒に食べる楽しさを体験する場の提供	全体

注1 食育月間・食育の日：第4次食育推進基本計画（農林水産省）は家族で楽しく食事を囲み、日頃の食生活を見直すきっかけとしてもらうために、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と設定し、食育を国民運動として推進している。



## 2 基本目標2 持続可能な食を支える食育の推進



### 2-1 食の循環や環境を意識した食育の推進

#### (1) 環境にやさしい食生活の推進

持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の破棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットになるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。このため、一人ひとりが食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、行動できるように普及啓発に取り組みます。

【主な取組】	主な推進主体
賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示の正しい理解とエシカル消費の啓発	生活環境課、食品関連事業者
エコクッキングなど学習の場の機会創出による食品ロス削減等への理解促進と、環境に配慮した食生活を推進	健康課、生活環境課、食品関連事業者
宴会等の場における料理の食べ切りを促す「3010運動 <sup>注2</sup> 」の普及啓発	生活環境課、食品関連事業者

注2 3010（さんまるいちまる）運動：飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動。

## 2-2 郷土料理・行事食の継承

### (1) 家庭や故郷の料理の継承

ライフスタイルの変化や価値観、ニーズが多様化し、これまでの米を中心とした主食・主菜・副菜を揃えた日本型食生活や、家庭や地域に受け継がれてきた食文化が失われつつあります。家庭や地域に伝わる食文化を次世代に継承していくため、家庭や地域、学校等と連携し、郷土料理や行事食の継承に努めます。

【主な取組】	主な推進主体
保育施設や幼稚園、学校等の給食に地域に伝わる郷土料理を献立に取り入れるなど、子どもが郷土料理を味わう機会の充実	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校
地域における笹巻作りや団子木さし、みそ作り等、体験活動の充実	地域
郷土料理や行事食に係る給食だよりやインターネット等を活用した情報発信	健康課、学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校

## 2-3 食の安全・安心の確立

### (1) 食品の安全性や表示等に関する情報の充実

食品の提供者が食の安全性を確保するだけでなく、消費者においても、食品の安全性、適切な調理や保管の方法等について基礎的な知識を持ち、行動することが大切です。エコクッキングや消費生活講座等において、食品表示等の知識の普及啓発を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示の正しい理解と正しく判断できる知識の普及啓発	健康課、生活環境課
市の広報誌やホームページ、給食だより等を活用した食中毒予防等の食品衛生に関する知識の普及啓発	健康課、学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校

### (2) 安全・安心な農畜産物の提供の推進

安全・安心な農畜産物の生産や消費のためには、生産者と消費者との信頼関係を築くことが大切です。産地直売所や農業まつり等のイベントを通じた顔の見える農畜産物の提供に努めます。



【主な取組】	主な推進主体
産地直売所等における生産者と消費者の顔の見える関係の構築による安全・安心な農畜産物の提供を促進	農林課、生産者、農業関係団体
環境保全型農業等の推進のため、化学肥料や化学合成農薬の低減など、環境保全に資する農業に取り組む生産者を支援	農林課、農業関係団体

## 2-4 人材の育成及び活用の促進

### (1) ボランティア等の人材の育成及び専門的知識を有する人材の活用

市民一人ひとりが食に関する知識と理解を深め、実践していくためには、ボランティア団体等の食育を推進する担い手が増えていくことが望まれます。また、食に関する様々な知識に触れることが食への関心を高めることにつながることから、専門的知識を有する人材の活用を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
地域社会との交流や農林漁業への関心と理解を深めるための学校等での農作業体験学習や食育に関する授業における農業や水産業に携わる地域の人材の活用促進	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体、地域
農畜産物生産者の協力による、地場産農畜産物や郷土の食文化への理解を深める機会の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体、食生活改善推進協議会

### 3 基本目標3 地産地消の推進



#### 3-1 地場産農畜産物の消費拡大と情報発信

##### (1) 学校給食等への地場産農畜産物の導入促進

生産者や農業協同組合などの関係機関を始め、学校、家庭等の連携を図り、学校給食等において、地場産農畜産物の消費拡大を促進していきます。

【主な取組】	主な推進主体
地場産農畜産物の消費拡大を図るため、学校等での調理実習や給食への地場産農畜産物の利用促進	子育て支援課、学校教育課、学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体
子どもたちと農畜産物の生産者が給食を一緒に食べる交流給食による、地場産農畜産物や郷土の文化への理解を深める機会の充実	学校給食センター、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体
地場産農畜産物への知識を深めるため、学校等での農産物の栽培、収穫、調理など、食農体験の充実	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、生産者、農業関係団体

##### (2) 6次産業化の促進

地域農業の活性化と活発な地域社会を築くため、農畜産物や地域資源を有効に活用し、製造・販売などの他の事業との融合を図り、新たな付加価値を生み出す6次産業化を促進していきます。

【主な取組】	主な推進主体
6次産業化に関する情報の発信と、商品開発や販路拡大に取り組む団体の支援	農林課、商工観光課、食品関連事業者
「てんどうワイン特区」の特例措置を活用した天童産ワインの生産拡大	農林課、商工観光課、食品関連事業者

(3) 地場産農畜産物に関する情報発信の促進

イベントやチラシ、インターネット等を活用し、地場産農畜産物の生産や販売場所、調理方法等に関する情報を提供し、地場産農畜産物の消費拡大を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
食生活改善推進員養成講習会等の調理実習における地場産農畜産物を使用したレシピの発信	健康課、農林課、食生活改善推進業議会、生産者、農業関係団体
産地直売所やグリーン・ツーリズムに関するガイドマップの作成などによる、地産地消に関する情報提供の充実	農林課、天童市グリーン・ツーリズムネットワーク
農業まつり等のイベントにおける地場産農畜産物の魅力の発信	農林課、生産者、農業関係団体
デジタルツールやインターネットを活用した地産地消に関する情報の発信	全体

3-2 生産者と消費者の交流活動の活性化

(1) 交流・体験イベントや産地直売所の充実

農業体験イベント等の開催により、生産者と消費者など様々な年代の人々が交流する機会を提供し、地産地消の普及啓発や地域の活性化を図ります。

【主な取組】	主な推進主体
農業まつり等のイベントを通じた生産者と消費者が顔の見える関係における消費と交流の促進	農林課、生産者、農業関係団体
生産者と消費者をつなぐ拠点としての産地直売所の充実による、生産者の顔が見える農畜産物を購入しやすい環境づくりの推進	農林課、生産者、農業関係団体
農作業体験等の機会を充実するための市民農園や農業体験イベント等に関する情報の発信	農林課、生産者、農業関係団体

## 第5章

# 食育・地産地消の数値目標

食育・地産地消に関わる推進主体が課題や施策を共通認識し、食育・地産地消を効果的に推進するため、数値目標を設定し、施策の達成状況や成果を測る指標とします。

No.	項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
1	食育に関心がある人の割合	85.0%	90%
2	朝食を毎日食べる人の割合		
	小学6年生	94.8%	96%
	中学3年生	93.9%	95%
	若い世代（20～30歳代）	81.4%	85%
3	朝食または夕食を家族揃って食べる人の割合	59.7%	65%
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べる人の割合	52.1%	60%
5	生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している人の割合		
	塩分をとり過ぎないようにしている人の割合	58.1%	65%
	野菜やきのこ、海藻などの料理を毎食とるようにしている人の割合	54.0%	60%
6	郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味などを受け継いでいる人の割合	66.3%	70%
7	家庭系食品ロス発生量	1,074 t (令和2年)	812 t
8	地産地消に関心がある人の割合	80.7%	90%
9	天童市産や山形県産の農畜産物を選んで購入している人の割合	72.0%	75%
10	学校給食における天童市産や山形県産の農畜産物使用割合（金額ベース）	66.3% (令和3年)	70%

(出典)

No.1, 3, 4, 5, 6, 8, 9 : 令和4年度天童市食育・地産地消アンケート調査

No.2 : 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

No.7 : 市独自試算（市生活環境課）

No.10 : 学校給食における県産農林水産物の利用状況調査（山形県）

# 食育・地産地消の推進体制と役割

## 1 計画の推進体制

食育及び地産地消の推進にあたっては、家庭、地域、幼稚園、保育施設、学校、生産者、事業者、行政などがそれぞれの役割を認識し、市民とともに一体となって連携・協働しながら推進していきます。

さらに、市内団体や市民の代表で組織する「天童市食育・地産地消推進委員会」による市食育・地産地消推進計画の評価や見直しを行い、目標の達成に向け、本市の食育及び地産地消を推進していきます。

## 2 食育・地産地消推進のための関係者の役割

### (1) 市民

家庭等において、一人ひとりが食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたり健全な食生活を実践することが大切です。

特に家庭は、食育の基本となる場所であるため、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行う食生活を実践することが期待されます。

### (2) 教育・保育関係

学校及び幼稚園、保育施設等は、家庭と共に望ましい食習慣を身に付け、実践できる力を育成する重要な役割を担っています。各関係機関と連携し、食の指導に関する計画等に基づき、計画的・総合的に食育・地産地消を推進することが期待されます。

### (3) 地域各種関係団体

食育や地産地消に関する地域各種関係団体は、食育・地産地消を推進する担い手として重要な役割を担っています。また、学校や各種関係団体等と連携し、食文化の継承や食を通じた交流により健康で豊かな地域ネットワークを形成していくことが期待されます。

### (4) 農林漁業者等

農林漁業者等の関係者は、安全・安心な食の供給の重要性を認識するとともに、農業体験の機会の提供による、自然の恩恵や食への感謝の気持ちを育む食育・地産地消推進活動を行うことが望まれます。また、消費者ニーズを踏まえた良いモノづくりを進め、地域ブランドづくりを推進することが期待されます。

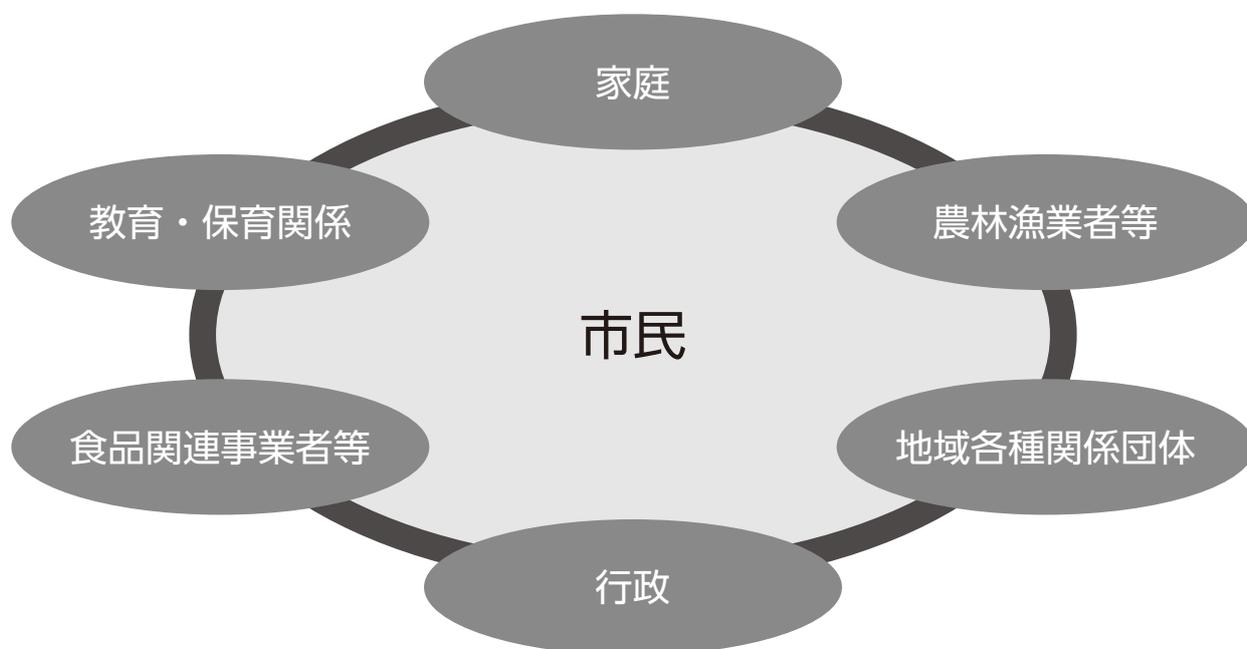
(5) 食品関連事業者等

食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者は、環境に配慮した食品ロスの削減や食に関する情報の発信等、食育の推進を図るとともに、農業者及び農業団体と連携して、農畜産物の地域ブランドづくりを図る等、他団体との連携による食育・地産地消推進活動が期待されます。

(6) 行政

本計画に基づき、市民、学校、保育施設等、その他関係機関、団体との連携を図りながら、食育・地産地消に関する施策を総合的に推進します。

〈連携体制のイメージ〉



# 資料編

## 1 天童市食育・地産地消推進委員会設置要綱

令和4年6月24日

告示第132号

(設置)

第1条 市長は、食を通じた市民の健康増進及び本市の農畜産物の地産地消を推進するため、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第41条に基づき、天童市食育・地産地消推進計画（以下「計画」という。）を策定し、及び推進するため、天童市食育・地産地消推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育及び地産地消の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 食育関連事業を行う団体を代表する者
- (4) 農業団体や農業者を代表する者
- (5) 教育機関を代表する者
- (6) 消費者を代表する者
- (7) 事業者を代表する者

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 4 会長及び副会長に共に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第6条 計画の内容に関する専門的な事項を調査・検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 経済部長
- (2) 健康福祉部長
- (3) 保険給付課長
- (4) 子育て支援課長
- (5) 生活環境課長
- (6) 商工観光課長
- (7) 学校給食センター所長
- (8) 学校教育課長
- (9) 生涯学習課長
- (10) 市長公室室長補佐

- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は経済部長をもって充てる。

- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 5 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

- 6 幹事長は、必要があると認める場合は、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部農林課及び健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

### (委員の任期)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

### (天童市食育推進委員会設置要綱の廃止)

3 天童市食育推進委員会設置要綱（平成22年市告示第68号）は、廃止する。

## 2 計画の策定経過

月 日	会議等名	内 容
令和4年 5月23日(月)	部長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現計画の見直しについて</li> </ul>
6月30日(木)	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画策定方針について</li> <li>• 市民アンケート調査の実施について</li> <li>• 計画策定に係る意見書及び調査表の提出について</li> </ul>
7月～9月	天童市食育・地産地消推進委員会委員の選任	
8月～9月	市民アンケート調査の実施	
8月15日(月)	天童市食育・地産地消推進委員会委員の公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市報8月15日号に掲載</li> </ul>
11月1日(火)	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民アンケート調査の集計結果について</li> </ul>
11月9日(水)	第1回天童市食育・地産地消推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画策定方針について</li> <li>• 市民アンケート調査の集計結果について</li> <li>• これまでの経過と今後の進め方について</li> </ul>
12月16日(金)	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天童市食育・地産地消推進計画（案）について</li> </ul>
令和5年 1月11日(水)	第2回天童市食育・地産地消推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天童市食育・地産地消推進計画（案）について</li> </ul>
1月23日(月)	部長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天童市食育・地産地消推進計画（案）について</li> </ul>
1月24日(火) ～2月7日(火)	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天童市食育・地産地消推進計画（案）に対するパブリック・コメントの実施</li> </ul>
3月8日(水)	市議会経済建設・環境福祉常任委員合同協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天童市食育・地産地消推進計画（案）について</li> </ul>

### 3 計画策定体制

#### 天童市食育・地産地消推進委員会委員

(敬称略・順不同)

(令和5年1月11日現在)

	氏名	役職等名	区分	備考
1	村山秀樹	山形大学教授	知識経験を有する者	会長
2	長谷川喜久	天童市食生活改善推進協議会 高橋支部長	食育関連事業を行う 団体を代表する者	副会長
3	丹野志津子	山形県村山保健所健康増進主幹	関係機関を代表する者	
4	古瀬美鈴	天童市教育委員会 学校給食センター栄養教諭	関係機関を代表する者	
5	金平芳己	天童市農業協同組合 代表理事組合長	農業団体や農業者を 代表する者	
6	結城秀美	天童市野菜研究会会長	農業団体や農業者を 代表する者	
7	佐藤亨	天童市小・中学校長会会長	教育機関を代表する者	
8	坂口恵美子	天童市幼児教育連絡協議会理事	教育機関を代表する者	
9	野川勝弘	天童商工会議所会頭	事業者を代表する者	
10	鈴木千春	公募委員	消費者を代表する者	

## 幹事会委員

### 幹事長

大 木 真（経済部長）

### 幹 事

湯 村 耕 司（健康福祉部長）

武 田 芳 仁（健康福祉部保険給付課長）

山 口 淳（健康福祉部子育て支援課長）

加 藤 博 之（市民部生活環境課長）

村 山 秀 和（経済部商工観光課長）

大 沼 敦（教育委員会学校給食センター所長）

鎌 田 さとみ（教育委員会学校教育課長）

矢 萩 茂（教育委員会生涯学習課長）

後 藤 栄（総務部市長公室室長補佐）

## 事 務 局

今 田 明（健康福祉部健康推進監（兼）健康課長  
（兼）新型コロナウイルスワクチン接種対策室長）

新 関 典 代（健康福祉部健康課課長補佐）

東海林 千 秋（健康福祉部健康課保健師主査）

佐 藤 晴 美（健康福祉部健康課栄養士主任）

結 城 誠一郎（経済部農林課長）

森 谷 英 明（経済部農林課課長補佐）

須 藤 真 子（経済部農林課主事）

## 天童市食育・地産地消推進計画

---

発 行 令和5年3月

編集・発行 天童市健康福祉部健康課

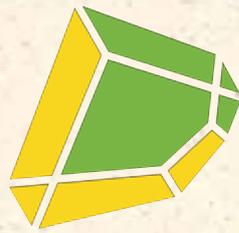
〒994-0047 天童市駅西五丁目2番2号

電話 (023)652-0884 FAX (023)651-5505

天童市経済部農林課

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

電話 (023)654-1111 FAX (023)653-0744



**TENDO®**